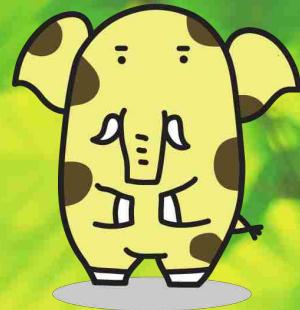


第3次 新座市環境基本計画

令和5年度～令和14年度

令和5年3月
新座市



は じ め に

新座市では、平成23年（2011年）3月に、環境施策を総合的かつ計画的に推進するため、平成23年度（2011年度）から令和4年度（2022年度）までを計画期間とする第2次新座市環境基本計画を策定し、「みんなで築く 雜木林とせせらぎのある 住みよい環境のまち 新座」の実現を目指して、様々な環境保全のための施策に取り組んでまいりました。



この間、地球温暖化による異常気象や災害の発生、温室効果ガス削減に向けた新たな国際的枠組みであるパリ協定の発効など、新座市はもとより我が国を取り巻く環境は大きく変化しました。

今回策定した第3次新座市環境基本計画では、社会情勢の変化や市民等のアンケートの意見を踏まえるとともに、施策の見直しや基本方針・個別施策の統合整理などをを行い、温室効果ガス削減目標を示す「新座市地球温暖化対策地域推進計画」及び気候変動適応に関する施策の推進を図る「地域気候変動適応計画」を内包したものにすることで、より実効性ある内容としました。

今後は、この新たな「第3次新座市環境基本計画」を市民、事業者の皆様とともに推進し、よりよい新座市の実現を目指したいと考えております。

結びに、本計画の策定に当たり、御尽力を賜りました環境審議会委員の皆様、貴重な御意見をお寄せいただいた市民、事業者の皆様に心より厚く御礼申し上げます。

令和5年（2023年）3月

新座市長 並木 傑

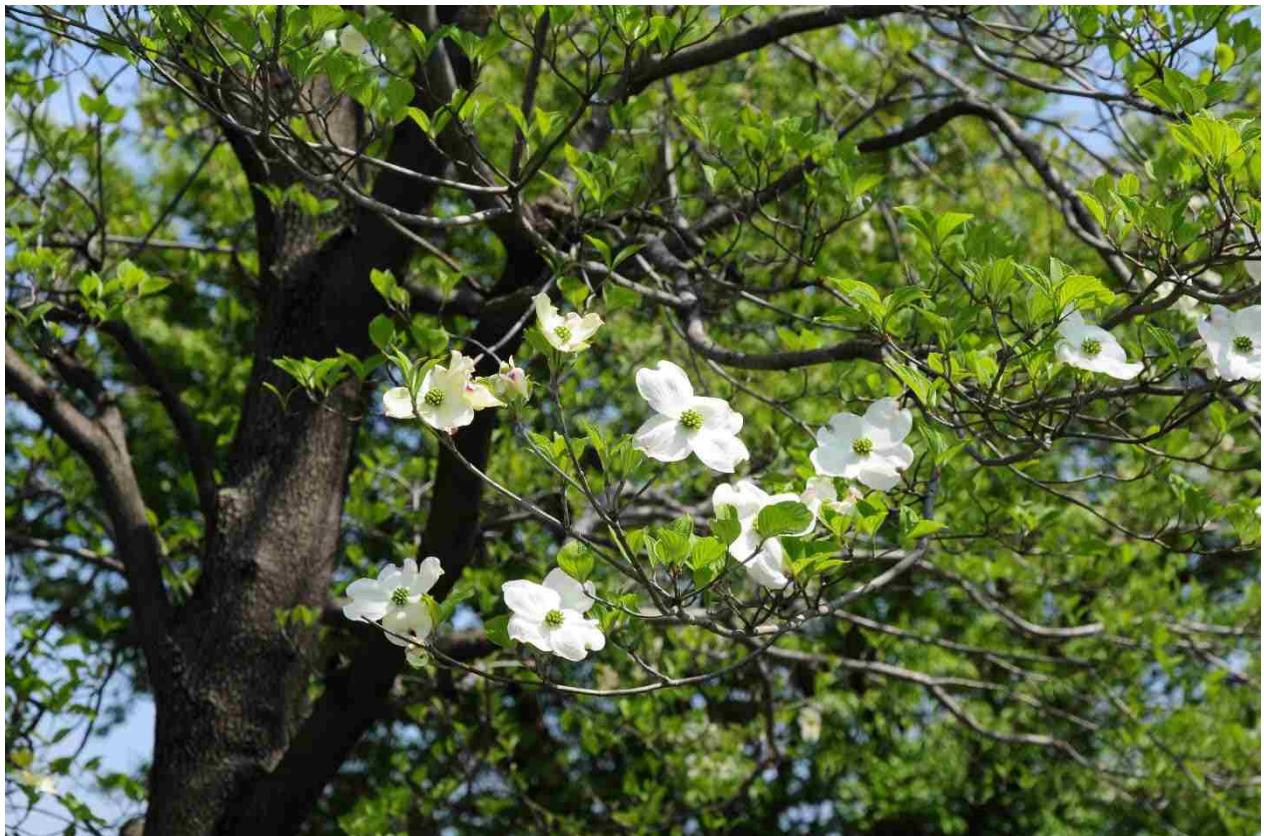
目 次

第1章 計画の基本的事項	1
1 計画策定の背景	2
2 計画の基本的な考え方	2
3 計画の位置づけ	3
4 計画の対象範囲	4
5 計画の推進期間	4
第2章 新座市の環境の現状	5
1 環境をめぐる社会の動向	6
2 新座市の現状と課題	14
第3章 新座市の環境目標	19
1 望ましい環境像	20
2 基本目標と取組の方針	21
第4章 環境を保全するための施策	25
基本目標1 地球にやさしい「まち」をめざそう	26
基本目標2 持続可能な循環型の「まち」をめざそう	31
基本目標3 健康で快適に暮らせる「まち」をめざそう	34
基本目標4 自然と共生する潤いのある「まち」をめざそう	38
基本目標5 環境のためにみんなが考え方行動する「まち」をめざそう	42
第5章 新座市地球温暖化対策地域推進計画	45
1 計画策定の背景	46
2 計画の基本的事項	51
3 温室効果ガス排出量の現状	53
4 温室効果ガス排出量の削減目標	59
第6章 地域気候変動適応計画	71
1 適応計画の背景と目的	72
2 気候変動による影響の評価	73
3 適応策の推進	75
第7章 計画の推進	77
1 計画の推進体制	78
2 進行管理	79
資料編	81

文章中などにおいて*が付く用語は、資料編の用語集に解説を掲載しています。

第1章

計画の基本的事項



第1章 計画の基本的事項

1 計画策定の背景

本市では、平成10年(1998年)に施行された「新座市環境基本条例」に基づき、環境の保全、回復及び創出に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として、「環境基本計画(第1次)」を平成12年(2000年)に策定しました。その後、「第2次環境基本計画」(以下「前計画」という。)を平成23年(2011年)に策定し、『みんなで築く 雜木林とせせらぎのある 住みよい環境のまち「にいぎ」』を望ましい環境像として、地域の環境課題に取り組んできました。

埼玉県では令和4年(2022年)に「埼玉県環境基本計画(第5次)」が策定され、埼玉県の健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、環境への負荷の少ない、持続的な発展が可能な社会の構築を目指した施策が示されました。

また、国では、平成30年(2018年)に「第五次環境基本計画」が閣議決定され、「持続可能な開発目標(SDGs)*(以下「SDGs」という。)」の考え方を活用して、環境・経済・社会の統合的向上の具体化を進めることが重要であると示されました。令和2年(2020年)には、「2050年一ボンニュートラル宣言」を表明し、令和3年(2021年)に閣議決定された「地球温暖化対策計画」において、「2030年度において、温室効果ガス*を2013年度から46%削減することを目指す。さらに、50%の高みに向け、挑戦を続けていく」ことが目標として掲げられました。

前計画の計画期間の満了に当たり、近年の環境を取り巻く社会情勢の変化や、市民・事業者の環境への意識の変化に対応するため、「第3次新座市環境基本計画」(以下「本計画」という。)を策定します。

2 計画の基本的な考え方

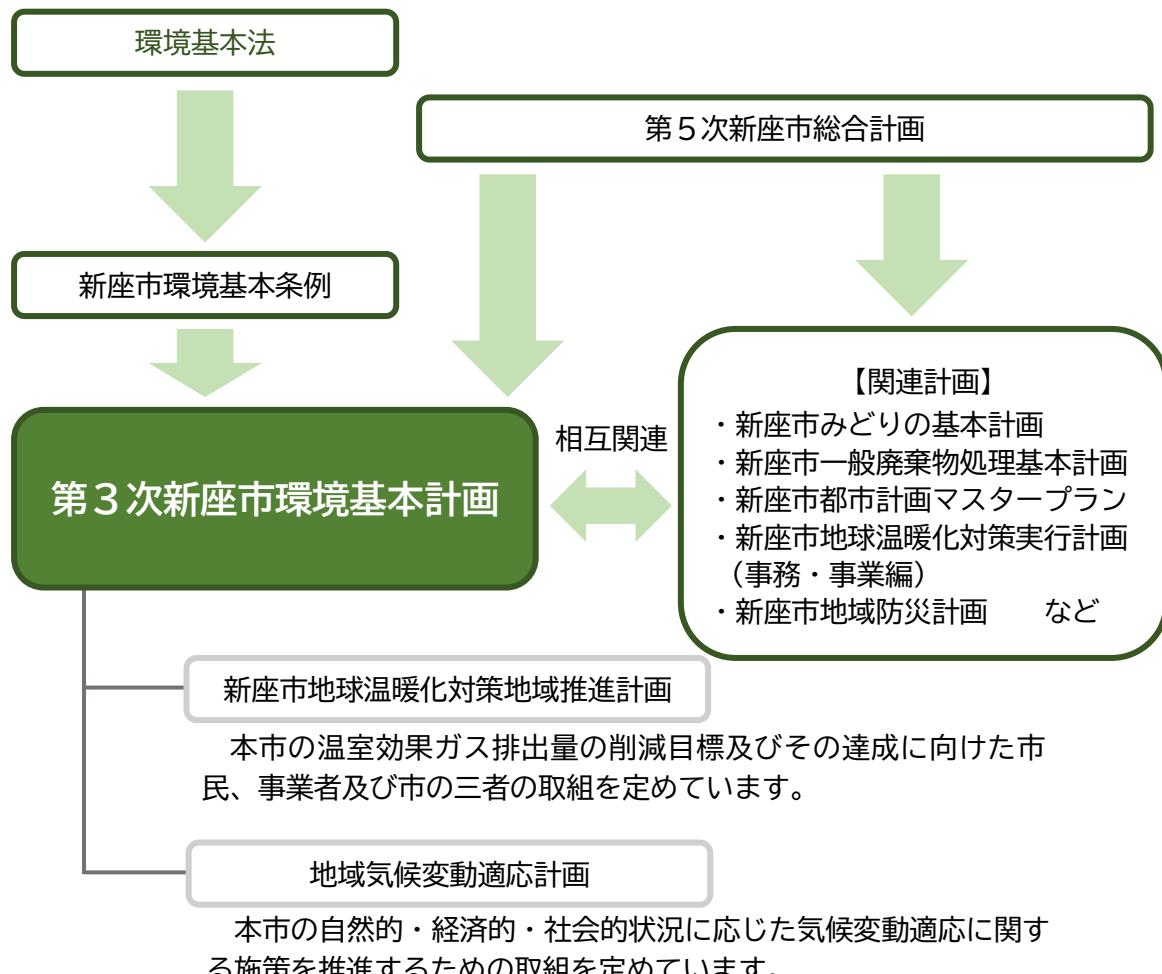
本計画は、環境の保全等に関する長期的な目標、総合的な施策の大綱その他環境の保全等に関する必要な事項を定めることにより、環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とします。また、市民(滞在者も含む)・事業者・市が一体となって環境の保全と創造に取り組んでいくための指針となるものです。

3 計画の位置づけ

本計画は、「新座市環境基本条例」に基づき、長期的な目標及び総合的な施策の大綱について定めるものです。

また、「第5次新座市総合計画」の将来都市像である「未来もずっと暮らしに『プラス』が生まれる 豊かなまち 新座」の実現に向けて、環境面から補完する役割を担います。

なお、本計画は「地球温暖化対策の推進に関する法律*（以下「温対法」という。）」第21条第4項の規定に基づく「地方公共団体実行計画（区域施策編）」である「新座市地球温暖化対策地域推進計画」及び「気候変動適応法*」第12条の規定に基づく「地域気候変動適応計画」を内包します。また、「新座市地球温暖化対策地域推進計画」は「地球温暖化対策の推進に関する法律」第21条第1項の規定に基づき、市の事務及び事業における温室効果ガス排出量の削減等のための措置に関する計画として策定している「新座市地球温暖化対策実行計画（事務・事業編）」と連携して取組を推進するものです。



4 計画の対象範囲

本計画では、「地球環境」、「生活環境」、「都市環境」、「自然環境」を対象範囲とします。

①地球環境

(地球温暖化・気候変動などの地球環境問題)

②生活環境

(大気汚染・水質汚濁などの公害問題、生活環境問題)

③都市環境

(ごみの減量化や不法投棄などの廃棄物問題、居住環境の整備などの都市環境問題)

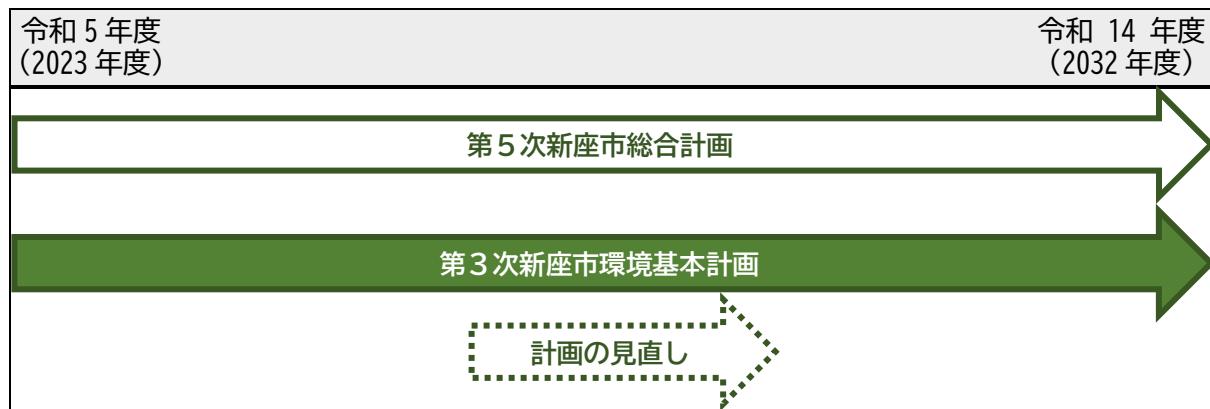
④自然環境

(森林の減少・生態系の破壊などの自然環境問題)

5 計画の推進期間

本計画では、令和5年度(2023年度)から令和14年度(2032年度)までの10年間を計画の推進期間とします。

計画の推進に当たっては、毎年、進捗状況の点検結果を公表するとともに、社会経済情勢の変化等に合わせて、適宜見直しを行います。



第2章

新座市の環境の現状



第2章 新座市の環境の現状

1 環境をめぐる社会の動向

(1)国際的な動向

➤ パリ協定の採択

平成27年(2015年)にフランスのパリで開催された国連気候変動枠組条約第21回締約国会議(COP21)において、京都議定書以来の法的拘束力のある国際的な合意文書「パリ協定*」が採択されました。パリ協定では、参加する全ての国が温室効果ガスの削減目標を掲げ、今世紀後半までの気温上昇を産業革命前比で2.0°Cより十分下方に抑えるとともに、1.5°Cに抑える努力を追求することが示されました。

今後、各国が5年ごとに削減目標を提出・更新し、目標を達成するための国内対策をとることが義務付けられており、従前の目標から前進を示すことが規定されています。それに先立って、パリ協定の目的及び長期目標の達成に向けた世界全体としての進捗状況の検討(グローバル・ストックテイク)を令和5年(2023年)から5年ごとに行い、その結果は各国の行動と支援の強化・更新、国際協力の強化に反映されます。

➤ 国連サミットにおける「持続可能な開発目標」の採択

平成27年(2015年)の国連サミットにおいて「持続可能な開発のための2030アジェンダ*」が全会一致で採択されました。SDGsは、発展途上国のみならず先進国を含む全ての国が平成28年(2016年)～令和12年(2030年)に取り組む国際目標として掲げられました。

SDGsは、人間、豊かさ、平和、パートナーシップ及び地球の5つの要素について、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のために、令和12年(2030年)を期限とする包括的な17の目標と169のターゲットを設定しています。

日本では、平成28年(2016年)に「SDGs推進本部」を設置し、今後の日本の取組の指針となる「SDGs実施指針」を決定しました。SDGsを広く日本全国に浸透させるには、自治体及びその地域で活動するステークホルダーによる積極的な取組が不可欠であり、一層の浸透・主流化を図ることが期待されています。



SDGsのロゴ・アイコン

出典：国際連合広報センター

持続可能な開発目標(SDGs)で掲げる 17 のゴール

※赤字は本計画に関連するもの

1 貧困 あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる	10 不平等 各国内及び各国家間の不平等を是正する
2 飢餓 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する	11 持続可能な都市 包摂的で安全かつ強靭(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する
3 保健 あらゆる年齢の全ての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する	12 持続可能な消費と生産 持続可能な生産消費形態を確保する
4 教育 全ての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する	13 気候変動 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる
5 ジェンダー ジェンダー平等を達成し、全ての女性及び女児の能力強化を行う	14 海洋資源 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する
6 水・衛生 全ての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する	15 陸上資源 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する
7 エネルギー 全ての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する	16 平和 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、全ての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する
8 経済成長と雇用 包摂的かつ持続可能な経済成長及び全ての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する	17 実施手段 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する
9 インフラ、産業化、イノベーション 強靭(レジリエント)なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る	

(2)国の動向

➤ 第五次環境基本計画

平成30年(2018年)に閣議決定された「第五次環境基本計画」では、目指すべき社会の姿として、「地域循環共生圏*」の創造、「世界の範となる日本」の確立、持続可能な循環共生型の社会「環境・生命文明社会」の実現が掲げされました。

分野横断的な6つの重点戦略を設定し、SDGsの考え方も活用しながら、環境政策による経済社会システム、ライフスタイル、技術などあらゆる観点からのイノベーションの創出や、経済・社会的課題の「同時解決」を実現し、将来にわたって質の高い生活をもたらす「新たな成長」につなげていくこととしています。

➤ 「2050年温室効果ガス排出ゼロ」首相宣言

令和2年(2020年)に発表された、令和32年(2050年)までに温室効果ガス排出量を全体としてゼロにする、2050年カーボンニュートラル*、脱炭素社会の実現を目指した宣言です。これを受け「2050年二酸化炭素実質排出量ゼロ」に取り組むことを表明した地方公共団体が増えてています。

➤ 地球温暖化対策計画

温対法第8条に基づき、地球温暖化に関する総合計画が令和3年(2021年)に閣議決定されました。計画では、「温室効果ガスの排出の削減及び吸収の量に関する目標」、「事業者及び国民のそれぞれが講すべき温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置に関する基本的事項」、「目標を達成するために必要な国及び地方公共団体の施策に関する事項」等について示しています。

「2030年度に温室効果ガスを2013年度から46%削減することを目指し、さらに、50%の高みに向けて挑戦を続けていく」ことや、地域脱炭素化のために、交付金等(重点対策加速化事業など)*が創設されるなど令和32年(2050年)のカーボンニュートラルを達成するための計画が策定されています。

➤ 気候変動適応計画

気候変動適応法第8条に基づき、気候変動適応に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための計画が令和3年(2021年)に閣議決定されました。計画では、気候変動の影響による被害を防止・軽減するため、各主体の役割や7つの基本戦略を示すとともに、分野ごとの適応に関する取組を網羅的に示しています。



第五次環境基本計画の6つの重点戦略

出典：第五次環境基本計画の概要（環境省）

➤ 第四次循環型社会形成推進基本計画

平成30年(2018年)に閣議決定され、循環型社会の形成を目指し、7つの柱として「持続可能な社会づくりとの統合的取組」、「多種多様な地域循環共生圏形成による地域活性化」、「ライフサイクル全体での徹底的な資源循環」、「適正処理の更なる推進と環境再生」、「万全な災害廃棄物処理体制の構築」、「適正な国際資源循環体制の構築と循環産業の海外展開の推進」及び「循環分野における基盤整備」を立て、将来像、取組、指標を示しています。

➤ プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律

令和4年(2022年)に施行され、製品の設計からプラスチック廃棄物の処理までに関わるあらゆる主体におけるプラスチック資源循環等の取組(3R+Renewable*)を促進するための措置を講じることで、生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的としています。「プラスチック廃棄物の排出の抑制」、「再資源化に資する環境配慮設計」、「ワンウェイプラスチック*の使用の合理化」、「プラスチック廃棄物の分別収集」、「自主回収」、「再資源化」等に関する基本方針が策定されています。

➤ 食品ロスの削減の推進に関する法律

令和元年(2019年)、食品ロス*の削減に関し、国、地方公共団体等の責務等を明らかにするとともに、基本方針の策定及びその他食品ロスの削減に関する施策の基本となる事項を定めること等により、食品ロスの削減を総合的に推進することを目的として施行されました。

また、令和2年(2020年)には、「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」が閣議決定されました。



日本の食品ロスの状況

出典：「食品ロス及びリサイクルをめぐる情勢」（農林水産省）

➤ 生物多様性に関する動向

令和4年(2022年)に開催された生物多様性条約第15回締約国会議において、「愛知目標」の後継であり、令和2年(2020年)以降の生物多様性*に関する世界目標となる「昆明・モントリオール生物多様性枠組」が採択されました。また、令和12年(2030年)までに陸と海の30%以上を保全する「30by30」が主要な目標の一つとして定められました。

国では、グリーンインフラなど生態系を基盤とした気候変動対策や防災・減災対策(Eco-DRR*), 経済活動における生物多様性への配慮、物流に伴って非意図的に侵入する侵略的外来種への国際的な対処などを重視していくこととしています。

(3)埼玉県の動向

➤ 埼玉県環境基本計画(第5次)

埼玉県環境基本条例の基本的理念である「健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、環境への負荷の少ない持続的に発展することができる社会の構築」を図り、環境の保全及び創造に関する施策を総合的・計画的に推進するため、令和3年度(2021年度)に策定されました。長期目標として「温室効果ガス排出実質ゼロとする脱炭素社会、持続的な資源利用を可能とする循環型社会づくり」、「限りある資源を大切にする循環型社会づくり」、「恵み豊かなみどりや川に彩られ、生物の多様性に富んだ自然共生社会づくり」、「安心、安全な生活環境と生物の多様性が確保された自然共生社会づくり」、「あらゆる主体の参画による持続可能な社会構築のための産業・地域・人づくり」を掲げ、施策を展開しています。

➤ 埼玉県地球温暖化対策実行計画(第2期)

令和5年(2023年度)3月に埼玉県地球温暖化対策実行計画は改定され、見直しでは、温対法の改正や国の新たな地球温暖化対策計画などを踏まえ、「2050 年カーボンニュートラル」の実現に向けたロードマップを示すとともに、令和12年度(2030年度)までに、温室効果ガス排出量を平成25年度(2013年度)比で 46%削減を目標とし、中期目標として、令和8年度(2026年度)までに、温室効果ガス排出量を平成25年度(2013年度)比で 35%削減を掲げています。

➤ 第9次埼玉県廃棄物処理基本計画

廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の規定に基づき、持続可能な循環型社会の形成に向けた施策の総合的、計画的な推進を図るため、令和2年度(2020年度)に策定されました。

「県、市町村、県民及び事業者などの全てのステークホルダーのパートナーシップによる「持続可能で環境にやさしい循環型社会」の実現」を将来像として掲げ、「3Rの推進」、「廃棄物の適正処理の推進」、「災害発生時のレジリエンス強化」、「持続可能な廃棄物処理の推進」の計4つの基本方針のもと施策を展開しています。

➤ 埼玉県生物多様性保全戦略

平成29年度(2017年度)に策定した埼玉県生物多様性保全戦略では、「生物多様性基本法」等の国の方針等を参考に、埼玉県の生物多様性の保全及び生物多様性への影響を回避又は最小にしつつ、持続可能な利用を実現させるための取組として、「多面的機能を発揮する森林の豊かな環境を守り、育てる」、「里地里山の多様な生態系ネットワークを形成する」、「都市環境における緑を創出し、人と自然が共生する社会をつくる」の3つの基本戦略を定めています。

この基本戦略では、生物多様性と関わりの深い自然環境分野に限らず、農林業、河川整備、都市地域の緑の創出等の各分野において、自然環境への配慮や生態系の再生・保全、これらを維持していくための担い手の育成等、生物多様性の保全に資するとされる取組を示しています。

(4)新座市の動向、市民の意識

➤ 第5次新座市総合計画

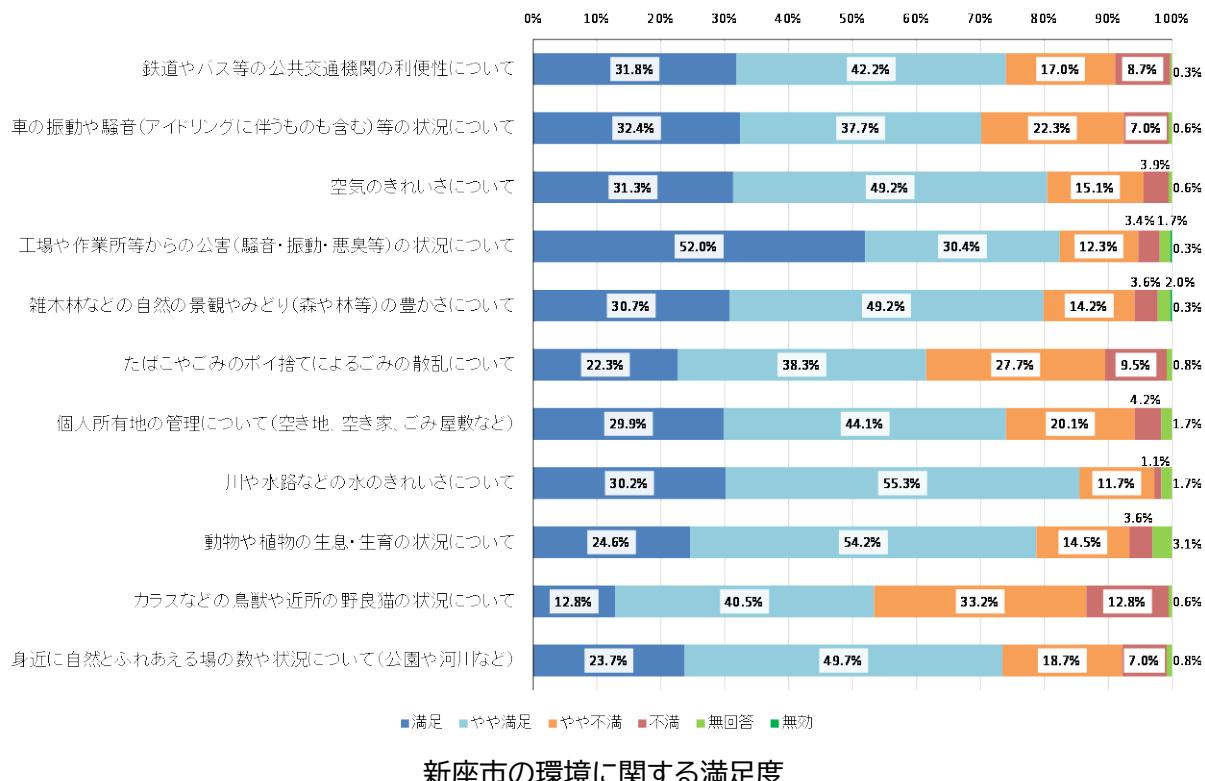
令和5年度(2023年度)からの10年間を推進期間としており、本市が目指すべき将来都市像やまちづくりの基本的な方向性などについて、総合的かつ計画的に定めています。基本方針の一つとして「住みやすく魅力的なまち」が設定されており、環境面からの取組が求められています。

➤ 新座市ゼロカーボンシティ宣言

令和4年(2022年)5月20日、本市はゼロカーボンシティ宣言を行い、令和32年(2050年)までに二酸化炭素排出量を実質ゼロにするという目標を達成するため、市民・事業者・市が一体となって脱炭素社会の実現を目指していくことを示しました。

➤ 市民の新座市の環境に関する満足度

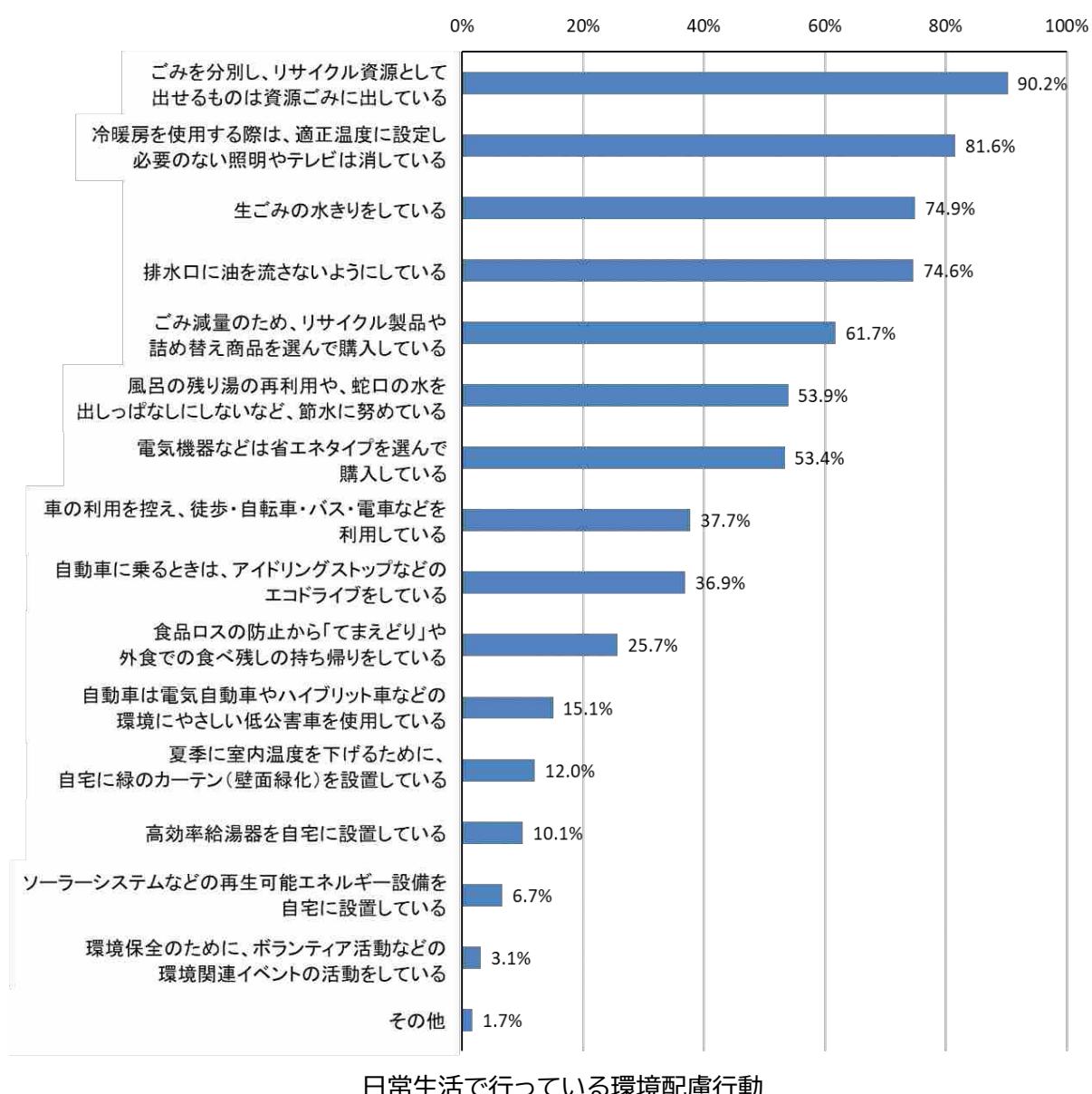
市民を対象とした環境に関するアンケートでは、「新座市の環境に関する満足度」について、「空気のきれいさについて」、「工場や作業所等からの公害(騒音・振動・悪臭等)の状況について」「川や水路などの水のきれいさについて」における「満足」及び「やや満足」の合計が80%を超えており、満足度が高いといえます。一方で、「カラスなどの鳥獣や近所の野良猫の状況について」では「やや不満」及び「不満」の合計が40%以上と高くなっています。



➤ 市民の環境配慮行動

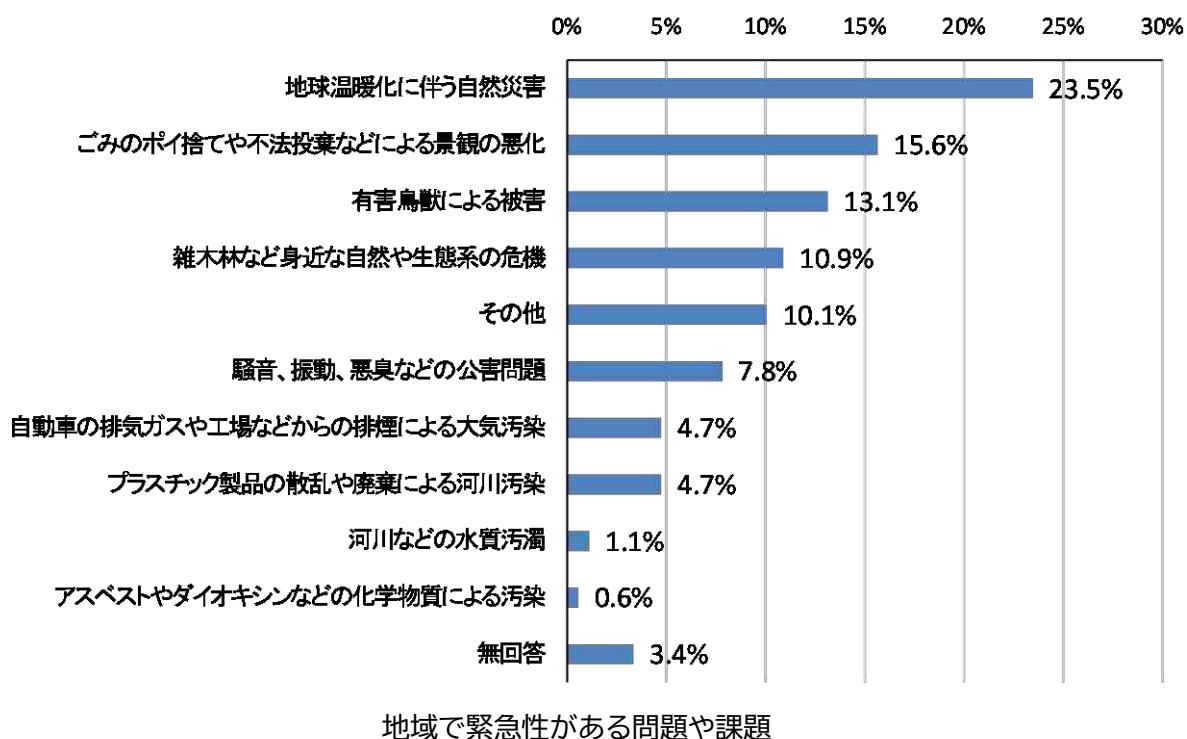
日常生活における環境配慮行動に関しては、90%以上の人人が資源ごみの分別を行っていると回答しました。冷暖房の適正利用や生ごみの水きり、油の処理、詰め替え商品の購入、節水、省エネ家電の購入といった取組についても、半数以上の人人が行っており、これらの行動は市民の生活に定着しているといえます。

一方で、再生可能エネルギー*設備、高効率給湯器、緑のカーテン、低公害車の導入等はまだ進んでおらず、今後の取組の余地があります。また、ボランティアを始めとした環境関連イベントの開催・参加促進を行うことで、市民の環境意識の更なる向上が期待できます。



➤ 市民の意識

市民を対象とした環境に関するアンケートでは、「地域で緊急性がある問題や課題」について、「地球温暖化に伴う自然災害」を挙げた人が最も多く、「ごみのポイ捨てや不法投棄などによる景観の悪化」、「有害鳥獣による被害」、「雑木林など身近な自然や生態系の危機」などが続き、市民がごみのポイ捨てなどの身近な問題だけではなく、地球温暖化などの地球規模の環境問題にも多くの关心を寄せていることが分かります。



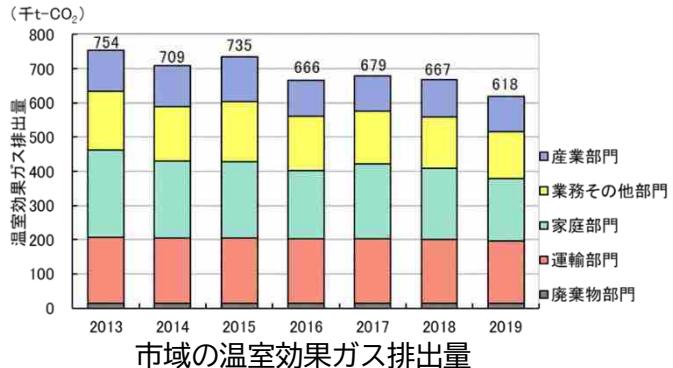
2 新座市の現状と課題

(1) 地球環境

➤ 地球温暖化の防止

市域の温室効果ガス排出量は減少傾向にあり、令和元年度(2019年度)では618千t-CO₂でした。部門別では、家庭部門、運輸部門からの排出量が多い傾向にあります。

今後も、温室効果ガス排出量を削減するため、誰もが実践できるエコライフデー や COOL CHOICEなどの省エネルギー活動の更なる普及啓発や、環境負荷の少ない交通利用等の推進が必要です。



出典：埼玉県環境科学国際センター資料 より作成

➤ エネルギー対策

市では、公共施設の新設及び改修の際には積極的に再生可能エネルギー利用設備を導入しており、令和元年度(2019年度)までに38施設への導入を行いました。また、平成29年度(2017年度)まで太陽光発電システムの設置費に対する補助を累計1,114件行いました。

さらに、平成29年度(2017年度)からは、ESCO事業*を導入し、公共施設の照明器具のLED化を実施したことにより、電気使用量を減らす取組も行っています。

今後も、省エネルギー設備や機器に関する情報提供や、普及啓発の推進が求められます。

➤ 公共交通環境等の促進

本市における民間バス及び市内循環バスの利用者数は増加傾向にあり、鉄道・バス事業者に対して、利用環境の向上等を呼びかけ、公共交通の利用促進を図っています。

また、自転車駐車場の設置を進めるとともに、ノンステップバスの導入やバスの停留所上屋の設置に係る費用の補助を行い、利用環境の充実を推進しています。

今後も、公共交通の利用を促進するための取組、制度の充実が求められます。

➤ 気候変動への適応

市では、自然災害の備えとして、ハザードマップ*の作成を行い、市民への周知や、農業者に対する被害防止のための技術対策等の情報提供などを行っています。また、雨水利用を推進するため、公共施設の新設・改修に合わせた雨水利用型設備の導入や市民に対する雨水貯留槽の設置費に対する補助を行っています。市民を対象に行ったアンケートでも、24%の人が、地域で緊急性がある問題や課題に「地球温暖化に伴う自然災害」を挙げており、一層の改善努力が求められます。

(2)生活環境

➤ 大気汚染の防止

新座大気汚染常時監視測定局(一般局)における、大気の主要汚染物質は概ね環境基準*を満たしています。しかし、全国の他都市と同様に光化学スモッグ*の原因となる光化学オキシダント*は毎年環境基準を超過しています。

光化学オキシダントの発生は、工場や自動車からの排出ガスが主な原因であるとされています。

今後も、光化学オキシダントについて、継続的な監視と発生源への対策が求められます。

➤ 水質汚濁の防止

柳瀬川、黒目川の生物学的酸素要求量(BOD)*は環境基準を満たしており、野火止用水においても低い数値で良好な状態が維持されています。

市では、公共下水道への未接続者に対する指導や単独処理浄化槽、くみ取り便槽から合併処理浄化槽への転換、さらには浄化槽の適正な維持管理を呼び掛け、公共下水道の整備や水洗化を推進しています。また、土壤・地下水汚染の防止のため、災害用指定井戸の水質測定を行っています。

今後も、公共下水道の整備や水洗化を進めるとともに、排水施設を設置している事業場の監視・指導を行うことが求められます。また、災害用井戸水の水質について、継続的な監視と事業所への指導を行っていく必要があります。

➤ 騒音・振動対策

市では、幹線道路や鉄道沿線における騒音・振動測定を毎年実施しており、全て環境基準を満たしています。また、開業前のカラオケ機器を設置している飲食店等への立入調査や市民から相談が寄せられた際は、飲食店等に対する指導も実施しています。

今後も、道路交通や鉄道等の騒音・振動に対して、継続的な監視を行うとともに、近隣公害についても状況に応じて適正に対応していく必要があります。

➤ 有害化学物質対策

市では、石綿の飛散防止対策として、全ての小・中学校、高齢者施設の石綿を含む建材の除去を行い、その他の公共施設は、改修等の時期に合わせて、順次除去を行っています。

今後も、化学物質による汚染防止や悪臭等の防止のため、工場・事業場に対する監視・指導を継続する必要があります。

(3)都市環境

➤ ごみの発生抑制(リデュース*)・発生回避(リフューズ*)

<家庭系ごみ>

本市における家庭系ごみの排出量は近年減少傾向にあります。リサイクル*資源量も減少しており、この要因としてタブレット等の普及による紙媒体の減少が考えられます。

市では、家庭で余っている食品を回収し、福祉団体や施設等に提供するフードドライブ*を実施しています。

今後も、家庭における生ごみの削減等を推進し、ごみ発生抑制や発生回避に努める必要があるとともに、食品ロスやプラスチックごみの削減に向けた行動の意識啓発などが求められます。

<事業系ごみ>

市では、志木地区衛生組合に月量4トン以上を搬入する事業者を多量排出市業者に認定し、ごみの減量化及び再資源化に努めるよう指導を行っており、令和元年度(2019年度)時点で18事業者が指定されています。

今後も、事業者に対するごみの削減や再資源化について啓発の強化等を行う必要があります。

➤ ごみの再使用(リユース*)・再資源化(リサイクル)

市では、家庭で不用になったものを持ち寄る場としてリサイクルマーケットを開催し、リユースの促進を図っています。

また、町内会やPTAなどの団体を中心に集団資源回収が行われており、回収量に応じた奨励金を交付して活動を支援しています。

さらに、学校や公園などの剪定枝葉は堆肥化や、チップにしたもの公園の歩道材料として再資源化しており、廃食用油は、市で預かり、市内事業者に引き渡すことで工業用せっけんの材料にするなど資源の有効活用を図っています。

引き続き、家庭における家具等の再使用(リユース)やごみの資源化(リサイクル)を推進していく必要があります。

➤ 安全で快適に暮らせるまちづくり

市では、路上喫煙禁止区域を指定し、路上喫煙防止巡回パトロールを行っています。また、自転車等放置禁止区域を指定し、自転車等の誘導、放置自転車等に対する警告・撤去を行っていますが、現在は、放置自転車等の撤去台数は減少傾向にあります。

市は、ボランティアに対する清掃用具の提供やごみ回収などの支援やパトロールによる違反簡易広告物の除去、不法投棄の回収などを行っています。

今後も、市民に対する意識啓発、情報提供、市と市民が協働した取組の推進が求められます。

(4)自然環境

➤ 生物多様性の保全

市では、一定の基準に該当する樹林や緑地を憩いの森として整備し、保全する必要がある樹木は市指定保存樹木等に指定するとともに、豊富な湧水と東京近郊では珍しい貴重な山野草が自生する妙音沢の緑地を妙音沢特別緑地保全地区に指定しています。また、新座グリーンスマイル基金(旧新座市みどりのまちづくり基金)を設置し、市内に残る貴重な緑地の購入などに充てています。

公園・緑地の維持管理については、公園ボランティア、雑木林維持管理ボランティアの登録、町内会への公園清掃委託など市民参加による取組を進めています。

また、生態系の保全のため、特定外来生物の捕獲・傷病野生動物の保護を行っています。

今後も、緑地や水辺の適切な維持管理を行っていくことで市内の緑地や公園などを緑でつなぎ、生態系ネットワークを形成することが求められます。

さらに、多様性の保全や水源 かんよう 濾養機能*をもつ農地の保全をするとともに、有機農業などの環境配慮型農業の推進を図っていく必要があります。



野火止用水



妙音沢の緑地

➤ 身近な自然環境の創出

市では、道路・公園などの公共空間の緑化、公共施設への植栽や生け垣設置、緑のカーテン運動の推進、屋上や壁面における植物の設置などにより緑化を推進しています。

また、公園や学校の敷地内にビオトープを設置し、生き物の生息空間を創出するとともに、子どもたちの自然観察・体験学習の場として役立てています。

農地の保全や有効利用を推進するため、生産緑地の指定・農家への支援、レジャー農園や農業体験農園などの展開と利用拡大を図っています。

今後も、市民が自然とふれあえる空間の創出や情報提供などを図っていく必要があります。

(5)参加・協働

➤ 環境保全活動の促進

市では、環境イベントや広報などを通じて、市民、事業者及び市の三者における環境情報の共有化を図り、雑木林や農地での体験活動など、自然と触れ合う機会の拡充を推進しています。また、ツイッターやフェイスブックを活用して本市のイベント情報などを発信しています。

また、市では、小学校や公民館などにおける環境に関する講座やイベントの実施を推進しています。例えば、市内3大学と連携していざプラスカレッジ(旧新座市民総合大学)を運営し、新座市グリーンサポートーや、地域における快適な環境の保全等を促進し、市民の協力と連携により環境にやさしいまちづくりの推進を図ることを目的とした新座市環境保全協力員となる人材の育成にも努めています。さらに、公園・緑地の維持管理についても、町内会の公園清掃委託や公園ボランティア、雑木林維持管理を始めとしたグリーンサポートーによる市民参加による管理を進めています。

今後も、多種多様な事業者と協働した環境教育や環境学習の機会を増やすとともに、幅広い世代に向けた情報提供を推進し、市民や子どもたちの環境意識を向上させ、自然環境の保全やよりよいまちづくりを推進することが求められます。

加えて、食品ロスやプラスチックごみの削減といった新たな環境問題に対しても、市民・事業者・市が一丸となり取り組んでいく必要があります。



ボランティアによる雑木林の手入れ



公園清掃の様子



野火止用水クリーンキャンペーン



妙音沢緑地クリーンアップ作戦

第3章

新座市の環境目標



第3章 新座市の環境目標

1 望ましい環境像

市民、事業者及び市の三者の協働によって環境の保全等に向けた具体的な取組を推進していくためには、各主体が共感できる望ましい環境像が必要です。この計画では、次のように望ましい環境像を定め、環境の保全、回復及び創出に取り組んでいきます。

望ましい環境像

豊かな暮らしと自然共生する 持続可能なまち「にいざ」

豊かな暮らし

これからもずっと人々の笑顔と活気があふれ、健康と快適さが確保された豊かな暮らしの実現のため、みんなで環境保全に取り組むまちを目指します。

自然と共生する

市民、事業者、市などの多様な主体が協働やパートナーシップにより、緑地や水辺を始めとした自然と寄り添い、自然環境の維持の妨げにならず、活性化につながる暮らしを構築することを共生としてとらえ、雑木林・農地などの緑地や柳瀬川、黒目川、野火止用水などの水辺といった新座市の豊かな自然の保全を行うことで、自然と共に持続的に生活していくことが可能なまちを創り上げていくことを目指します。

持続可能なまち「にいざ」

環境にやさしく持続的に発展することができる誰もが住み続けたいと感じられる循環型のまちを目指します。

2 基本目標と取組の方針

「望ましい環境像」の実現に向けて、五つの基本目標を掲げます。また、目標に基づいた取組の基本方針を設定します。

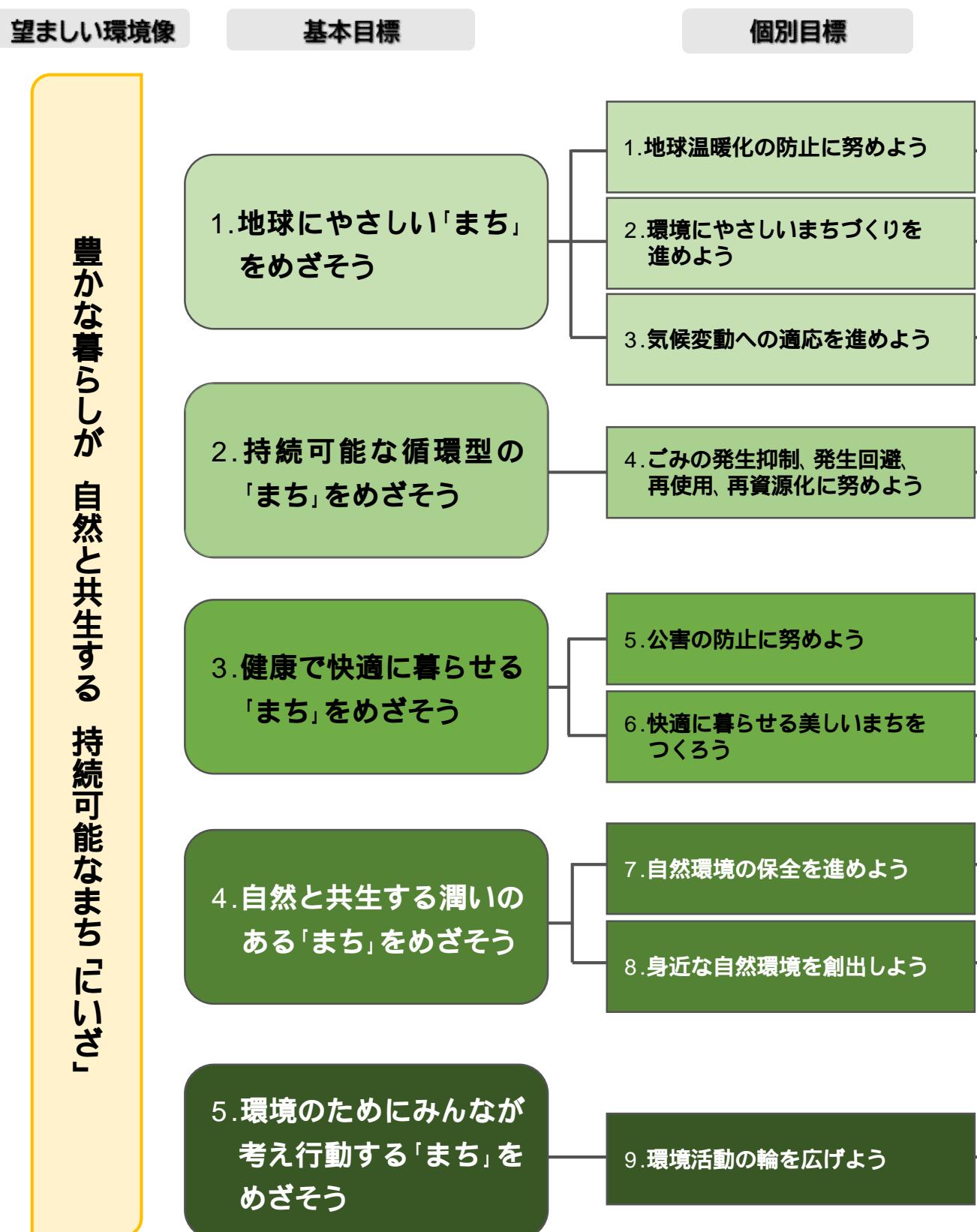
基本目標

1. 地球にやさしい「まち」をめざそう
2. 持続可能な循環型の「まち」をめざそう
3. 健康で快適に暮らせる「まち」をめざそう
4. 自然と共生する潤いのある「まち」をめざそう
5. 環境のためにみんなが考え方行動する「まち」をめざそう

基本目標	基本方針	関連する SDGs
1. 地球にやさしい「まち」をめざそう	市民・事業者・市が一体となって、環境にやさしい行動の実践や省エネルギー対策などに取り組み、持続的に発展するまちを目指します。	   
2. 持続可能な循環型の「まち」をめざそう	プラスチックごみや食品ロスなどの新たな課題に対しても対策を強化し、ごみの発生抑制・再資源化が進んだまちを目指します。	   
3. 健康で快適に暮らせる「まち」をめざそう	公害のない生活環境を維持し、市民・事業者と協働して、快適な生活空間、美しい景観が形成されたまちを目指します。	  
4. 自然と共生する潤いのある「まち」をめざそう	雑木林・農地などの緑地や黒目川、柳瀬川、野火止用水などの水辺といった新座市の豊かな自然が保全され、多くの生き物が生息するまちを目指します。	 
5. 環境のためにみんなが考え方行動する「まち」をめざそう	市民一人ひとりが環境問題を自らの問題として捉え、環境保全に対する高い意識をもって自発的に行動し、市民・事業者・市が協働して環境の保全に取り組むまちを目指します。	  

(3) 施策体系

「望ましい環境像」の実現に向け、基本目標に基づいた施策を推進します。



施策

- (1) 省エネルギー対策の推進
(2) 脱炭素型エネルギーの利用**



- (1) 環境にやさしいまちづくりの推進**



- (1) 気候変動の適応に向けた取組**



- (1) ごみの減量化の推進
(2) ごみの適正処理の促進**



- (1) 公害防止対策の推進
(2) 有害化学物質対策の推進**



- (1) 快適な生活空間の創出
(2) まちの美化に向けた取組**



- (1) 水と緑の保全
(2) 生物多様性の保全**



- (1) 緑化の促進**

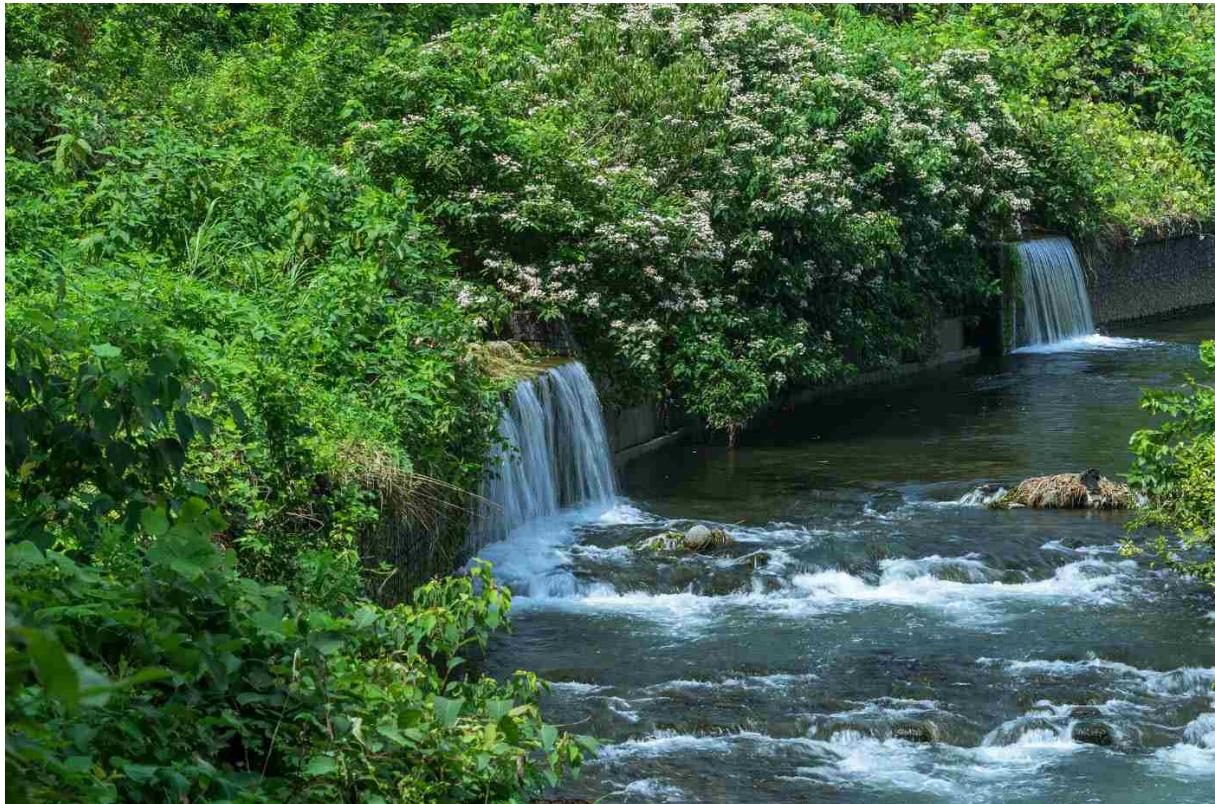


- (1) 環境に対する意識の向上
(2) 自然とふれあう活動の推進
(3) 協働体制の構築**



第4章

環境を保全するための施策



第4章 環境を保全するための施策

基本目標 1

地球にやさしい「まち」をめざそう

施策展開の方向性

地球温暖化やそれに伴う気候変動は、本市にも大きな影響をもたらしており、集中豪雨や猛暑日の増加、熱中症搬送者数の増加などの被害が確認されています。

市では、これまで「新座市エコライフデー」の実施、公共施設における再生可能エネルギー利用設備の導入、公共交通の利用促進などを図り、環境にやさしい暮らしの推進と実践を進めてきました。

さらに、本市では、令和4年(2022年)にゼロカーボンシティ宣言を行っており、令和32年(2050年)までに二酸化炭素排出量実質ゼロを達成するため、温室効果ガス排出量削減や省エネルギー対策など、更なる努力が必要です。

そこで、市民・事業者・市が一体となって、地球温暖化の防止に努め、更なる環境にやさしいまちの実現に向けた取組を展開していきます。加えて、自然災害・市民生活などの分野における、気候変動に適応するための取組を展開することで持続可能なまちづくりを推進していきます。

関連する SDGs



環境指標

指標	現状値 (令和3年度)	目標値 (令和12年度)
市域における温室効果ガス排出量	618.4千t-CO ₂ (令和元年度)	377.0千t-CO ₂
市の事務及び事業の実施に伴う 温室効果ガス排出量	10,448t-CO ₂	5,802t-CO ₂
公用車における電動車*の導入率	5.2%	100%
公共施設の再生可能エネルギー導入量(累計)	271.997kW	440.12kW

*本章の温室効果ガス排出量に関する目標年度については、パリ協定の趣旨や国の地球温暖化対策計画に即した観点により設定したため、令和12年度(2030年度)となっている。

個別目標 1. 地球温暖化の防止に努めよう

市の取組

(1) 省エネルギー対策の推進

取組内容	担当課
日常生活や事業活動における効果的な省エネルギー活動の促進のため、COOL CHOICEやエコライフデーなどの参加について、広報などによる普及啓発を実施します。	環境課
エコマーク・グリーンマークなどの環境負荷が少ない製品の購入やサービスの利用に努めます。	環境課
新座市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)に基づき、市の事務及び事業におけるエネルギー使用量の削減に向けた取組を、全庁を挙げて実施します。	全庁
公共施設においては、高効率空調や省エネルギー型の設備の導入・更新を図ります。	施設所管課
市ホームページや広報への掲載による節水への呼びかけや、水道週間の啓発を実施します。	水道業務課
再生可能エネルギー等の活用のため、太陽光発電設備などの購入・設置費用に対する補助による普及促進を図ります。	環境課

(2) 脱炭素型エネルギーの利用

取組内容	担当課
公共施設における太陽光などの再生可能エネルギーの導入に努めます。	施設所管課
再生可能エネルギーの活用に関する情報提供を市ホームページや広報にいざを通じて行います。	環境課
公共施設における再生可能エネルギーの導入状況について、把握・公表します。	環境課

●●● COOL CHOICE ●●●

二酸化炭素などの温室効果ガスの排出量削減のために、脱炭素社会づくりに貢献する「製品への買換え」、「サービスの利用」、「ライフスタイルの選択」など、日々の生活の中で、あらゆる「賢い選択」をしていこうという取組です。

脱炭素社会の実現には、一人ひとりのライフスタイルの転換が重要です。

できるところから、「ゼロカーボンアクション」を取り組んでいきましょう。



COOL CHOICE

出典：環境省

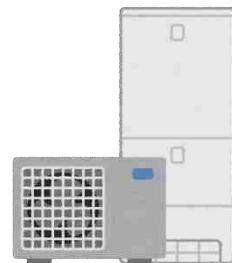
市民の取組

- 照明の必要な箇所だけの点灯や空調の適正な温度設定などの省エネ行動に努めます。
- テレビや冷蔵庫などの家電や照明、空調機器などの買い替えの際には、省エネ型への切り替えに努めます。
- 二重窓などによる断熱化など住宅の省エネ化に努めます。
- エコマークやグリーンマークのついた商品や環境にやさしいサービスの利用に努めます。
- 温室効果ガス排出量の少ないエネルギー、省エネ機器・設備の利用に努めます。
- 太陽光発電システムなどの再生可能エネルギーの導入に努めます。



事業者の取組

- 照明は必要な箇所だけの点灯や空調の適正な温度設定などの省エネ行動に努めます。
- 生産設備などの稼働台数の適正化に努めます。
- 省エネ性能の高い設備やインバータ搭載機器の導入による省エネ化を検討します。
- 高性能断熱材の活用などによる建物の断熱化に努めます。
- エコマークやグリーンマークのついた材料や環境にやさしいサービスの利用に努めます。
- 太陽光発電システムなどの再生可能エネルギーの導入に努めます。
- 温室効果ガス排出量の少ないエネルギー、省エネ機器・設備の利用に努めます。



個別目標 2. 環境にやさしいまちづくりを進めよう

市の取組

(1) 環境にやさしいまちづくりの推進

取組内容	担当課
直売所など地元の農産物を販売する場を設けるとともに、地元で採れた農産物を学校給食の食材として優先的に購入します。	産業振興課 学務課
公共施設に緑のカーテンなどの設置に努めます。	施設所管課
急加速や空ぶかしはせず、ふんわりアクセルやアイドリング・ストップなどのエコドライブを心掛けます。	全庁
公用車の購入の際には、電気自動車などの次世代自動車を優先的に選択します。	全庁

市民の取組

- 地元で生産された食材を購入するように努めます。
- ベランダや庭の緑化や緑のカーテンなどの壁面緑化に努めます。
- 緑の大切さを理解し、地域の緑化活動への参加に努めます。
- 車の購入や買い替えの際には、電気自動車などの次世代自動車を購入するように努めます。
- バスや電車などの公共交通機関や自転車を利用し、マイカーの利用を控えます。
- エコドライブ(アイドリング・ストップなど)を心がけます。
- 宅配サービスができるだけ一回で受け取るよう努めます。



1回で受け取りませんか

事業者の取組

- 地元で生産された食材を利用した商品の製造を検討します。
- 事業所の屋上の緑化や敷地内への植樹などに努めます。
- 緑の大切さを理解し、地域の緑化活動への協力に努めます。
- バスや電車などの公共交通機関や自転車を利用し、社有車の利用を控えます。
- エコドライブ(アイドリング・ストップなど)を心がけます。
- 車の購入や買い替えの際には、電気自動車などの次世代自動車を購入するように努めます。



個別目標 3. 気候変動への適応を進めよう

市の取組

(1) 気候変動への適応に向けた取組

取組内容	担当課
農業等に関する気候変動の影響について情報収集を行うとともに、情報提供や普及啓発を行います。	産業振興課
河川等の水質調査や災害時等において必要な用水を確保するとともに、埼玉県気候変動適応センターと連携して科学的な知見等の把握に努めます。	危機管理室 環境課
気候変動による生態系等への影響について埼玉県気候変動適応センターと連携して情報収集に努めるとともに、外来生物への対策に努めます。	環境課
災害ハザードマップの周知や溢水対策などの災害対策を進めるとともに、地域全体で自立・分散型エネルギーの導入を進めます。	全庁
熱中症予防について普及啓発等を行います。	保健センター
居住の安全性を高める検討を行うとともに、災害拠点や防災体制等の整備を推進します。	都市計画課 危機管理室

市民の取組

- 災害情報の収集や災害発生時の行動確認などの備えを行います。
- 行政などからの情報に注意し、熱中症などの予防に努めます。
- 気候変動による影響やリスクについて正しい情報を収集し、自分のこととして把握します。



事業者の取組

- 災害情報の収集や災害発生時の行動確認などの備えを行います。
- 行政などからの情報に注意し、事業活動中の熱中症などの予防に努めます。
- 気候変動が事業活動に与える影響を把握し、企業としての適応策*を検討します。



●●●「まちのクールオアシス」●●●

熱中症対策の一環として、埼玉県では、「まちのクールオアシス」として、県内の公共施設のほか県内企業に、熱中症についての情報発信拠点として協力しています。

令和4年(2022年)には、コンビニやドラッグストア、郵便局、自動車販売店など約8,900施設が「まちのクールオアシス」に協力しています。

このステッカーが「まちのクールオアシス」協力施設の目印です。



まちのクールオアシス
出典:埼玉県

基本目標 2

持続可能な循環型の「まち」をめざそう

施策展開の方向性

市では、ごみの分別収集や町内会などにおける集団資源回収を実施し、ごみの減量化・リサイクルの推進に努めてきました。また、学校や公園の剪定枝葉の堆肥化・チップ化といった再資源化や、廃食用油を再資源化するなど、資源の有効活用も図っています。

ごみ排出量の削減に向けて、各主体に対する意識啓発や、ごみの再使用(リユース)などを促進する必要があります。また、プラスチックごみや食品ロスなどの新たな課題への対策の強化も求められます。

このような状況を踏まえ、ごみの減量化に向けた発生抑制や発生回避、再使用を進めるとともに、ごみの再資源化や不法投棄の防止などの適正処理を進めるなど、持続可能な循環型の「まち」に向けた取組を展開します。

関連する SDGs



環境指標

指標	現状値 (令和3年度)	目標値 (令和14年度)
市民一人一日当たりのごみ排出量	772.04g/人・日	725.70g/人・日
リサイクルマーケットの出店件数	93 件 (令和元年度)	100 件
集団資源回収の実施団体数	136 団体	140 団体
学校で剪定した樹木から造られたチップの量	163t	60t
不法投棄の回収重量	8t	6t

個別目標 4. ごみの発生抑制、発生回避、再使用、再資源化に努めよう

市の取組

(1) ごみの減量化の推進

取組内容	担当課
新座市一般廃棄物処理基本計画に基づき、全庁を挙げてごみの減量化を推進します。	全庁
一定以上のごみの搬入を行う事業者を多量排出事業者に認定し、啓発を行うことでごみの減量化を図ります。	環境課
詰め替え可能な商品などを優先的に購入することで、ごみの減量化を進めます。	全庁
家庭で不用となったものを持ち寄る場としてリサイクルマーケットを実施し、物の再使用の推進を図ります。	環境課
リサイクルブックフェアの開催や、常設のリサイクルコーナーの設置により、不用図書・雑誌の再使用を推進します。	中央図書館

(2) ごみの適正処理の促進

取組内容	担当課
リサイクル資源の回収量に応じた奨励金を交付するなど資源回収を行っている団体の活動を支援します。	環境課
小中学校における剪定枝のチップ化を実施します。	教育総務課
廃食用油の回収を行い、再資源化を図ります。	環境課
埼玉県などと協力して、パトロール活動などを実施し、不法投棄の監視を行います。	環境課

市民の取組

- 箸やスプーンなどの受取やレジ袋、過剰包装を断る(リフェューズ)などの取組を進め、ごみの減量に努めます。
- 生ごみを堆肥化し、家庭菜園などで有効利用します。
- 食べ物を残さないことや食材を無駄にしない調理を行うなど、食品ロス削減に努めます。
- 再使用・再資源化が可能な製品の購入など、リユース・リサイクルを推進します。
- ごみを適正に分別し、リサイクルに努めます。
- 資源ごみの回収など、地域の活動への参加・協力に努めます。



事業者の取組

- ごみの分別や適正処理を実施します。
- 事業系一般廃棄物は、新座環境センターや富士見環境センターに直接持ち込むか、許可を受けた一般廃棄物処理業者に処理を依頼します。
- フードバンク*の活用により、食品ロスの削減に努めます。
- 耐久性の高い製品や再使用しやすい製品を製造・販売するとともに、リターナブル容器*の利用や使い捨て容器の使用抑制に努めます。
- 廃棄物の資源化の促進に努めます。
- リサイクル製品の製造や販売、再生資源の積極的利用など、リサイクルの促進に努めます。
- 環境に配慮した製品の開発・製造・販売に努めます。



基本目標 3

健康で快適に暮らせる「まち」をめざそう

施策展開の方向性

市では、大気や河川などにおける各種調査、工場・事業場などの事業所に対する監視・指導、道路交通や鉄道などの騒音・振動に対する監視を通じて、公害の発生防止に努めてきました。

また、路上喫煙防止巡回パトロールや、放置自転車などに対する警告・撤去の実施など、快適な生活空間形成のための取組を行ってきたほか、地域の清掃活動など、美しいまちづくりにも力を入れてきました。

公害のない生活環境を維持するため、大気汚染、水質汚濁、土壤・地下水汚染、騒音・振動、悪臭、その他化学物質などの監視・測定などの取組を引き続き展開します。

また、快適な生活空間・美しい景観が形成されたまちを目指し、路上喫煙・不法投棄の防止に向けた取組や、市民参画型の取組を展開します。

関連する SDGs



関連する環境指標

指標	現状値 (令和 3 年度)	目標値 (令和 14 年度)
二酸化窒素*の測定結果 【環境基準を超えた日数】	0 日	0 日
二酸化硫黄*の測定結果 【環境基準を超えた日数】	0 日	0 日
浮遊粒子状物質*の測定結果 【環境基準を超えた日数】	0 日	0 日
生物学的酸素要求量の 測定結果	柳瀬川	1.9mg/L
	黒目川	0.65mg/L
	野火止用水	1.5mg/L
公共下水道の水洗化率	98.54%	98.65%
地盤沈下の測定結果	+1.2mm (令和 2 年度)	±20.0mm

個別目標 5. 公害の防止に努めよう

市の取組

(1) 公害防止対策の推進

取組内容	担当課
光化学スモッグの原因となる光化学オキシダントについて、埼玉県が実施している常時監視の状況を確認し、大気の把握を行います。	環境課
埼玉県との協働による立入調査や河川などの水質調査を継続的に実施します。	環境課
水洗化について、借家の所有者への指導や戸別訪問による普及啓発を図るとともに、特定事業場などに対して水質検査を実施します。	下水道課
災害用指定井戸の水質検査を実施します。	危機管理室
市内における地盤沈下の状況について、埼玉県などと協力して、継続的に監視を実施します。	環境課
道路や鉄道沿線における騒音・振動測定を継続的に実施するとともに、苦情などの解決に向けた対応を進めます。	環境課
特定建設作業を行う事業者に対して、周囲への騒音や振動に配慮した作業を実施するように指導を行います。	環境課
工場などで発生する悪臭に対する苦情などの解決に向けた対応を進めます。	環境課

(2) 有害化学物質対策の推進

取組内容	担当課
埼玉県と協働で、化学物質による汚染状況の監視を行います。	環境課
埼玉県と協働で、現場調査及び建築リサイクル法で定められた現場管理の有無についての立入検査を実施します。	都市計画課 環境課
不適切な焼却行為の監視・指導を行うとともに、農作物の野焼きなどの農業を営むためのやむを得ない野外焼却における周辺環境への配慮について周知します。	
	環境課

市民の取組

- 廃棄物の自家焼却を行わず、適正に処理します。
- 公共交通機関や自転車、歩行の利用や次世代自動車などの購入に努めます。
- エコドライブ(アイドリング・ストップなど)を心がけます。
- 合併処理浄化槽を適正に管理します。
- 洗剤は分解性の高いものを適量使用し、使用済みの油は排水溝に流さず、適切に処理します。
- ガーデニングや家庭菜園などにおける除草剤・殺虫剤などの使用を控えます。
- 使い残した除草剤・殺虫剤などは、そのまま散布せず、専門業者などに処分を依頼します。



事業者の取組

- 生活騒音による近隣への影響に配慮します。
- 法令に適合しない焼却炉での焼却や野焼きは行わず、廃棄物を適正に処理します。
- 公共交通機関や自転車、徒歩の利用や次世代自動車などの購入に努めます。
- 共同輸送・配送システムの導入など物流の合理化に努めます。
- エコドライブ(アイドリング・ストップなど)を心がけます。
- 法令・条例などを守り、事業活動を行います。
- 排水処理施設の維持管理を行い、排水を適正に処理します。
- 工場や事業所、建設作業現場などで発生する騒音・振動・悪臭の防止に努めます。
- 工場や事業所で扱う有害物質などについて、情報を公開し、適切な管理に努めます。



個別目標 6. 快適に暮らせる美しいまちをつくろう

市の取組

(1) 快適な生活空間の創出

取組内容	担当課
地区計画・建築協定・景観計画などに基づき、良好な街並みを形成するため許可・指導・勧告などを実施します。	都市計画課
新座市空家等対策計画に基づき、居住その他の使用がなされていない建築物などの空家等について、発生予防から解消までの一貫した対策を推進します。	建築審査課
交通事故防止のため、交通安全啓発看板などを整備するとともに啓発活動を実施します。	交通政策課
道路改良10か年基本計画に基づき道路拡幅による歩道整備を推進します。	道路管理課
道路などを整備する際には、野火止用水などの文化財的景観に配慮した製品や工法の選択により周辺環境との調和を図ります。	道路河川課

(2) まちの美化に向けた取組

取組内容	担当課
新座市路上喫煙の防止に関する条例に基づき、路上喫煙禁止地区を指定するとともに、路上喫煙防止巡回パトロールを定期的に実施します。	環境課
放置禁止区域に置かれた自転車・原動機付自転車を撤去するとともに、利用しやすい自転車駐車場の整備を図ります。	交通政策課
貼り紙・貼り札・立看板などの違法な広告物について、パトロールを実施するとともに、撤去を進めます。	環境課
埼玉県や新座市環境保全協力員と協力して不法投棄の監視パトロールを行うとともに、不法投棄・ポイ捨て防止看板などの配布を実施します。	環境課

市民の取組

- まちの美観を損なう路上での喫煙はしません。
- ごみのポイ捨て防止など、環境美化に関するマナーを守ります。
- 地域の美化活動への積極的な参加に努めます。
- 歩行者の安全や快適性の観点から違法な駐車、駐輪はしません。
- 周囲の景観に配慮した建物などの建築に努めます。



事業者の取組

- まちの美観を損なう路上での喫煙はしません。
- ごみのポイ捨て防止など、環境美化に関するマナーを守ります。
- 地域の美化活動への積極的な協力に努めます。
- 歩行者の安全や快適性の観点から違法な駐車、駐輪はしません。
- 周囲の景観に配慮した建物などの建築に努めます。
- 看板や広告などの設置に当たっては、周辺の景観と調和するように配慮します。



●●●「美しい街づくりを目指して」●●●

新座市環境保全協力員では、定期的にひばり通り及び志木駅南口周辺の清掃を実施しています。
また、清掃活動の前に路上喫煙防止啓発活動を実施しています。



【環境保全協力員によるひばり通り清掃活動の様子】

基本目標 4

自然と共生する潤いのある「まち」をめざそう

施策展開の方向性

都市化による緑地の減少・景観の変化や、地球温暖化・外来生物などによる生態系への影響は、社会的な課題であり、対策が求められています。

本市には、雑木林・農地などの緑地や黒目川・柳瀬川・野火止用水などの水辺といった自然が多く残っています。市ではこれまで、憩いの森の整備、保存樹木などの指定、妙音沢特別緑地保全地区の指定、新座グリーンスマイル基金の設置などを通じ、緑地の保全に努めてきました。また、公共環境の緑化、緑のカーテン運動の推進、公園や学校の敷地内におけるビオトープの設置など、身近な自然環境の創出にも取り組んできました。

そこで、今後も、本市の豊かな水と緑を維持するため、市内の湧水及び用水路の保全、美化活動の継続、身近な緑の創出のため、緑化の推進、農地の保全・有効活用といった取組を展開します。また、市内の生物多様性の保全に向けて、外来種の捕獲・駆除や在来生物の保護、希少生物の調査等を展開します。

関連する SDGs



環境指標

指標	現状値 (令和3年度)	目標値 (令和14年度)
市指定保全樹林等(独立樹林)の指定状況	242 本	231 本
平林寺近郊緑地保全区域の維持・管理	68ha	68ha
妙音沢特別緑地保全地区の維持・管理	3.3ha	3.3ha
生産緑地の指定面積	100.4ha	95.27ha
市民憩いの森・緑地の整備状況	7.2ha	7.2ha
レジャー農園・農業体験農園の利用者数	546 人	557 人
壁面緑化や緑のカーテンなどを導入した公共施設数	29 施設	29施設以上

●●● 外来種と生物多様性 ●●●

もともとその地域にいなかったのに、人間の活動によって他の地域から入ってきた生物のことを外来種といいます。外来種の中で、地域の自然環境に大きな影響を与え、生物多様性を脅かすおそれのあるものを、特に侵略的外来種といいます。

生態系は、長い期間をかけて食う・食われるといったことを繰り返し、微妙なバランスのもとで成立しています。ここに外から生物が侵入してくると、生態系だけでなく、人間や、農林水産業まで、幅広く悪影響を及ぼす場合があります。



外來種被害予防三原則
出典:生態系被害防止外來種リスト
リーフレット【一般向け】(環境省)

個別目標 7. 自然環境の保全を進めよう

市の取組

(1) 水と緑の保全

取組内容	担当課
雑木林などの保全や公園・緑地の適切な管理を実施します。	みどりと公園課
年々失われていく樹林地を最大限残す方策として、市内の樹林地を計画的に買い取り、保全していくための「グリーンスマイル基金」の活用による緑地の公有地化を推進します。	みどりと公園課
首都圏近郊緑地保全法に基づき、平林寺近郊緑地保全区域の適切な管理を実施します。	みどりと公園課
都市緑地法に基づき、妙音沢特別緑地保全地区内の適切な管理を実施します。	みどりと公園課
市内の湧水及び用水路について継続的に水質測定を実施し、適切な保全を図ります。	環境課
市内の用水路の維持のため、適切な管理を実施します。	道路河川課
野火止用水の愛護活動及び美化活動として、野火止用水クリーンキャンペーンを実施します。	生涯学習 スポーツ課
特定生産緑地の指定に向けて、市街化農地である生産緑地について指導を実施します。	みどりと公園課

(2) 生物多様性の保全

取組内容	担当課
外来生物について情報収集を行うとともに、特定外来生物の捕獲・駆除を通じて、在来種保護や農作物などへの被害拡大の防止に努めます。	環境課
希少生物の生息・生育の実態について、埼玉県と協働で、調査や保全を進めます。	環境課

市民の取組

- 身近な緑を守り、育てるための地域の活動などへの参加に努めます。
- 特定外来生物に関する知識を深めるとともに、外来種を飼養・栽培している場合は、適切に管理、処分を行います。
- 河川などの環境保全活動や普及・啓発活動に努め、清掃活動などへの参加に努めます。
- 市民農園・家庭菜園などの農薬の適正管理や農薬散布時の周辺への飛散防止などに努めます。



事業者の取組

- 身近な緑を守り、育てるための地域の活動などへの協力に努めます。
- 特定外来生物に関する知識を深めるとともに、外来種を飼養・栽培している場合は、適切に管理、処分を行います。
- 河川などの環境保全活動や普及・啓発活動に努め、清掃活動などへの協力に努めます。
- 農薬の使用に当たっては、周辺環境の配慮に努めます。
- 農薬の使用などによる環境負荷の軽減に配慮した農業を目指します。



個別目標 8. 身近な自然環境を創出しよう

市の取組

(1) 緑化の推進

取組内容	担当課
公園等の公共空間において、緑道の整備を実施します。	みどりと公園課
都市計画道路などの新設道路を整備する際には、街路樹を整備します。	道路河川課
新座市みどりのまちづくり条例に基づく開発などの行為に対して、一定の緑化を確保するように指導を実施します。	みどりと公園課

市民の取組

- 生け垣の設置や、庭やベランダ、敷地などの緑化に努めます。
- 公園や道路などの適切な整備への協力に努めます。
- 緑の大切さを理解し、緑化活動への参加に努めます。



事業者の取組

- 工場や事業所などの敷地や建物の屋上などの緑化に努めます。
- 公園や道路などの適切な整備への協力に努めます。
- 緑の大切さを理解し、緑化活動への協力に努めます。



みどりの保全協定

みどりの保全協定は、所有者と協定を締結し、市内にある雑木林を保全しながら、身近にみどりを親しめるよう市民憩いの森として市民の利用に提供している制度で、令和5年(2023年)3月現在市内に13か所の憩いの森を設置しています。

これらの憩いの森について、引き続き、安全・安心に利用できるよう維持管理に努めます。



基本目標 5

環境のためにみんなが考え行動する「まち」 をめざそう

施策展開の方向性

持続可能な社会の構築には、市民・事業者・市などの全ての主体が、日常生活や事業活動において環境に配慮した行動を実践し、自主的・積極的に環境保全活動に取り組んでいくことが重要です。

市では、環境イベントや広報などを通じた環境情報の共有化、雑木林や農地における体験活動、清掃ボランティアの実施などを図ってきました。

そこで、今後も、本市における環境活動の輪を更に広げていくため、環境意識の向上・自然と触れ合う活動の推進・各主体の協働体制の構築といった取組を展開します。

関連する SDGs



環境指標

指標	現状値 (令和3年度)	目標値 (令和14年度)
環境に関する講座・セミナーの開催回数	30回	39回
自然・環境に関する生涯学習 ボランティアバンクの団体数	0団体	3団体
自然体験・自然環境調査活動の 参加者数	87組 (令和元年度)	60組
公園ボランティアの登録者数	160人	182人
環境美化活動制度の登録団体数	30団体	34団体

個別目標 9. 環境活動の輪を広げよう

市の取組

(1) 環境に対する意識の向上

取組内容	担当課
市内外の団体などに対して野火止用水などの新座らしい自然・歴史資源・街並みについて案内を実施します。	シティプロモーション課
野火止用水の絵画展を開催することで、新座市の計画に対して、広く市民に関心を持ってもらう機会の創出を図ります。	新座市立歴史民俗資料館
環境情報について広く共有化を図るために、市ホームページや広報への環境情報の掲載などを実施します。	環境課
生涯学習ボランティアバンクを設置することで、学習環境の充実や学びの輪を通したまちづくりの促進を図ります。	生涯学習スポーツ課
子どもたちの環境保全に対する意識の向上を図るため、小・中学校における環境教育として出前講座を実施します。	環境課
環境保全に関する講座を開催します。	中央公民館
各学校の年間指導計画に環境教育を位置づけ、計画的に環境について学ぶ取組を実施します。	教育支援課

(2) 自然とふれあう活動の推進

取組内容	担当課
自然と触れ合う機会の創出を図ります。	シティプロモーション課
学校教育林を適正に管理するとともに、環境教育の実習などに活用します。	教育支援課

(3) 協働体制の構築

取組内容	担当課
環境保全団体、市民、事業者などとの協力体制の構築を進め、情報共有を図ります。	生涯学習 スポーツ課 環境課
町内会活動支援事業や啓発品の配布などを通して、町内会などの地域コミュニティへの参加を促進します。	地域活動推進課

市民の取組

○広報にいざやホームページなどに掲載される環境情報の活用に努めます。

○環境講座などの環境学習の場への参加に努めます。

○環境学習会などへの出席など、地域で行う環境保全活動への参加に努めます。



事業者の取組

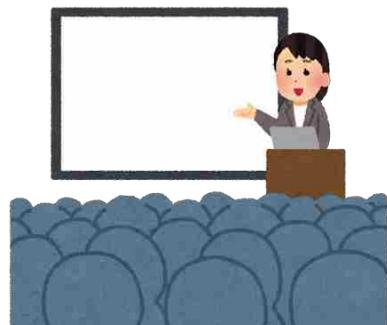
○広報にいざやホームページなどに掲載される環境情報の活用に努めます。

○環境情報を提供するとともに、環境に配慮した事業活動に努めます。

○環境講座などの環境学習の場の提供に努めます。

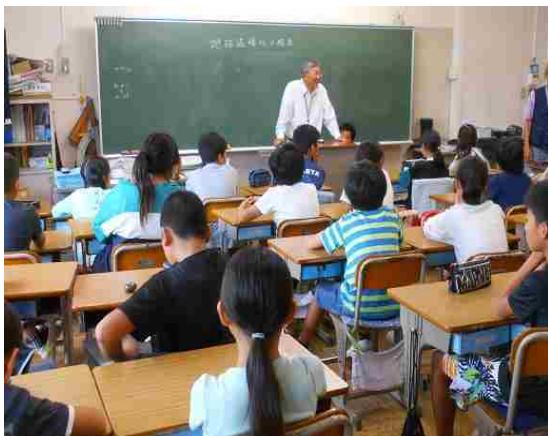
○環境学習会などへの出席など、地域で行う環境保全活動への協力に努めます。

○職場での環境保全に関する研修や環境学習に努めます。



● ● ● 環境出前講座 ● ● ●

小・中学校における環境教育として環境保全協力員による出前講座を実施しています。



【環境保全協力員による出前講座の様子】

第5章

新座市地球温暖化対策地域推進計画



第5章 新座市地球温暖化対策地域推進計画

1 計画策定の背景

(1) 地球温暖化のメカニズム

地球は太陽からのエネルギーにより暖められ、また、そのエネルギーを宇宙に放射しています。大気中に含まれる二酸化炭素などの温室効果ガスが、このエネルギーを吸収して大気を暖めることにより、地球の平均気温は人間や多くの生物にとって適した温度に保たれています。

地球温暖化とは、人間の経済活動などにより大気中へ二酸化炭素やメタンなどの温室効果ガスが大量に排出されることで、大気中の温室効果ガスの濃度が高まり熱の吸収が増えた結果、地表面の温度が上昇する現象をいいます。

この地球温暖化は、気温の上昇だけでなく、氷河の融解や海面水位の変化、豪雨や大型台風の発生などの自然災害の増加、陸上や海の生態系などに影響を及ぼしています。

令和3年(2021年)に公表された気候変動に関する政府間パネル(以下「IPCC」という。)*の「第6次評価報告書・第1作業部会報告書」では、「人間の影響が大気、海洋及び陸域を温暖化させてきたことには疑う余地がない。大気、海洋、雪氷圏及び生物圏において、広範囲かつ急速な変化が現れている。」とされています。

(2) 計画の背景

近年、地球温暖化対策に係る社会情勢は大きく変化しています。

平成30年(2018年)に公表されたIPCCの「1.5℃特別報告書」では、世界全体の平均気温の上昇を、産業革命以前の気温から1.5℃の水準に抑えるためには、2050年頃に二酸化炭素(CO₂)排出量を正味ゼロとすることが必要であると示され、世界各国で2050年までのカーボンニュートラルを目標とする動きが広まりました。

日本では、令和2年(2020年)、地球温暖化対策における新しい長期目標となる「2050年カーボンニュートラル」を宣言しました。また、令和3年(2021年)に閣議決定された地球温暖化対策実行計画では、令和12年度(2030年度)において、平成25年度(2013年度)比で温室効果ガス46%削減を目指すこと、さらに50%の高みに向けて挑戦を続けることが示されました。

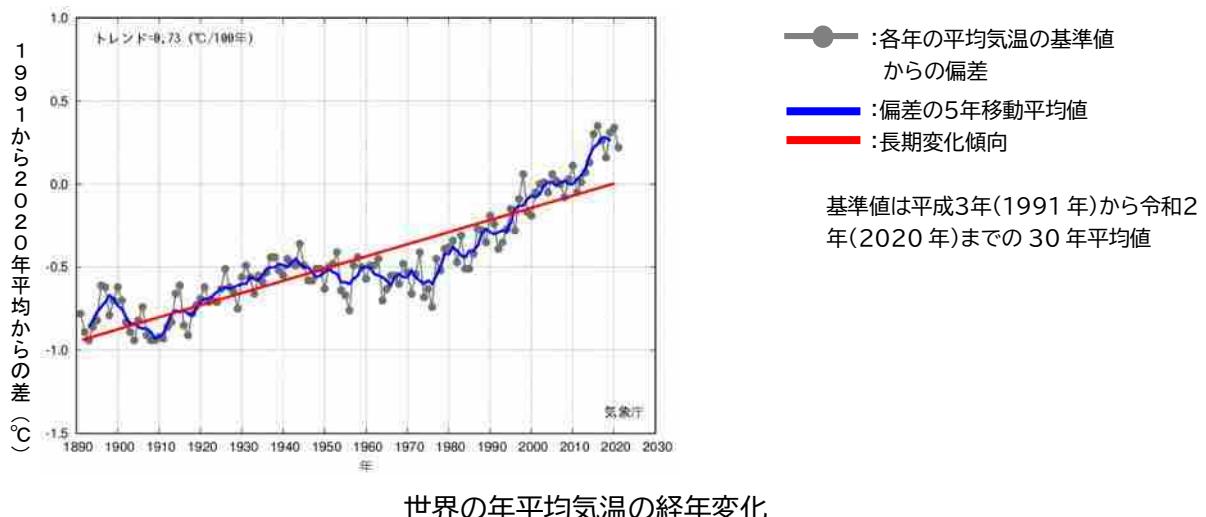
本市では、平成20年(2008年)に「新座市地球温暖化対策地域推進計画」を、平成25年(2013年)に「第2次新座市地球温暖化対策地域推進計画」を策定し、市域における温室効果ガス排出量の削減に向けて、様々な取組を実施してきました。

第2次計画の計画期間の終了に伴い、環境情勢の変化や、令和4年(2022年)3月に改定された「地方公共団体実行計画(区域施策編)策定・実施マニュアル」を踏まえ、温室効果ガス削減に向けた取組を一層効果的・効率的に推進・展開していくため、地方公共団体実行計画(区域施策編)を策定するものです。

(3) 地球温暖化の現状

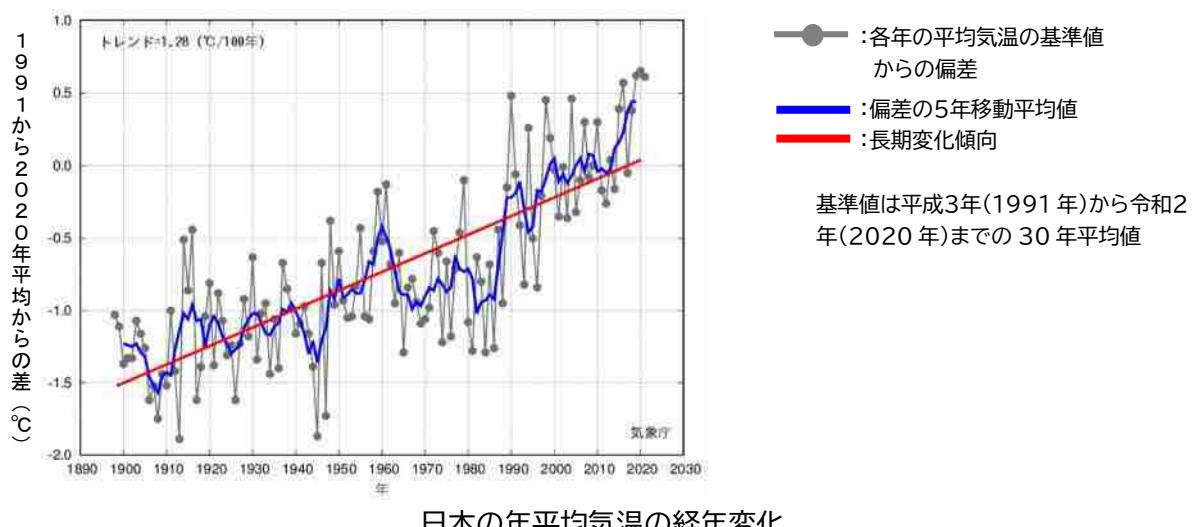
➤ 世界の現状

地球温暖化に伴い、世界全体で平均気温の上昇が観測されています。令和3年(2021年)の世界の平均気温の基準値からの偏差は+0.22°Cで、明治24年(1891年)の統計開始以降、6番目に高い値となりました。世界の年平均気温は、変動を繰り返しながら上昇しており、長期的にみると100年当たり0.73°Cの割合で上昇しています。今後、温室効果ガス濃度が更に上昇し続けると、気温も更に上昇すると予測されています。



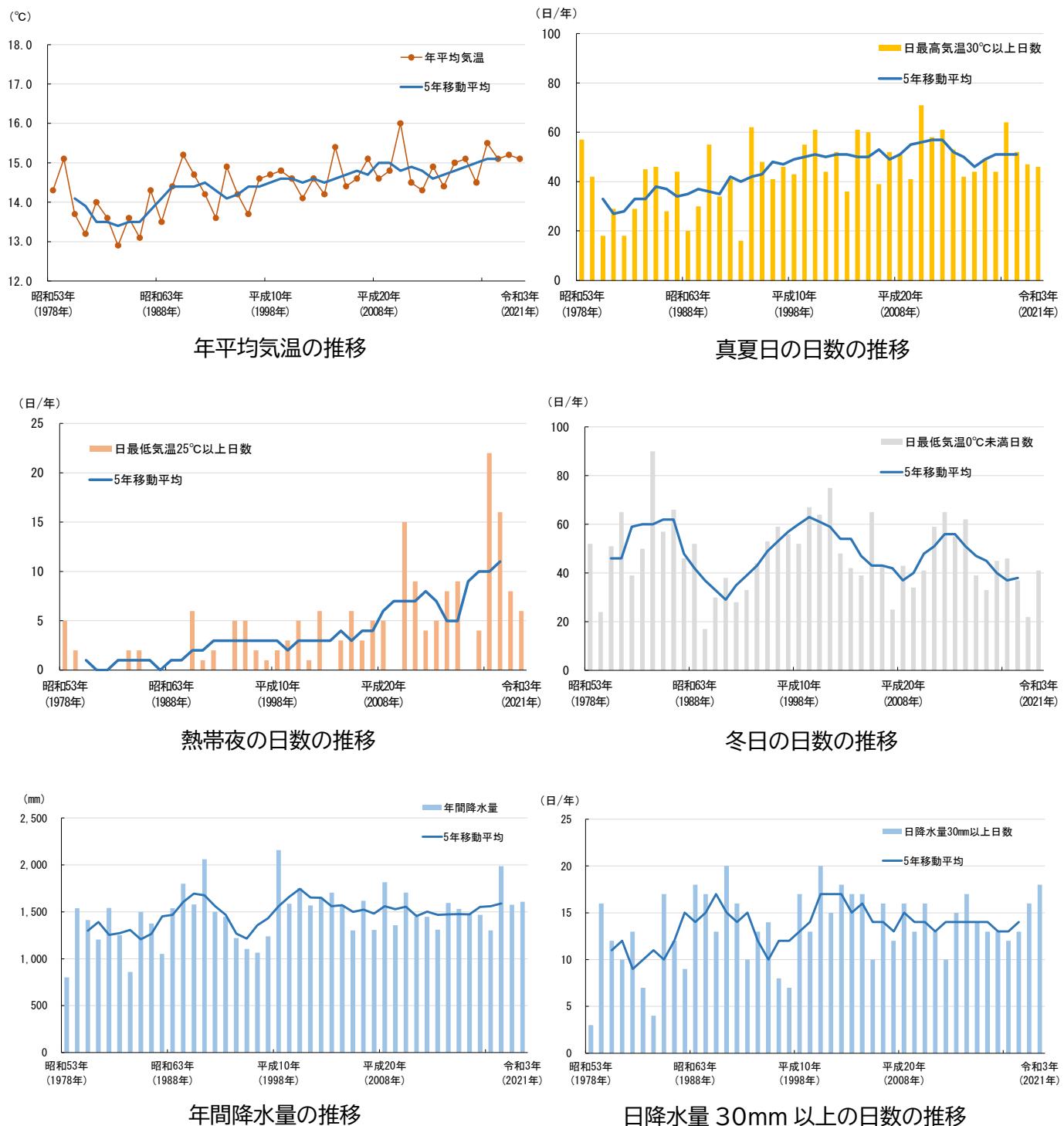
➤ 日本の現状

令和3年(2021年)の日本の平均気温の基準値からの偏差は+0.61°Cで、明治24年(1891年)の統計開始以降、3番目に高い値となりました。日本の年平均気温は、長期的にみると100年当たり1.28°Cの割合で上昇しています。日本は、世界の気温上昇率よりも上昇率が高くなっています、特に1990年代以降、高温となる年が頻出しています。



▶ 新座市の現状

本市における昭和53年(1978年)から令和3年(2021年)までの年平均気温は、長期的にみると上昇しています。真夏日(日最高気温が30℃以上の日)は平成2年(1990年)以降、年間40日を超える年が増加し、長期的に見ると熱帯夜(日最低気温が25℃以上の日)も増加しています。冬日(日最低気温が0℃未満の日)は横ばいの状況にあります。年間降水量は近年横ばいの状況にありますが、日降水量30mm以上の日は、平成10年(1998年)以降、年間15日を超える年が増加しています。

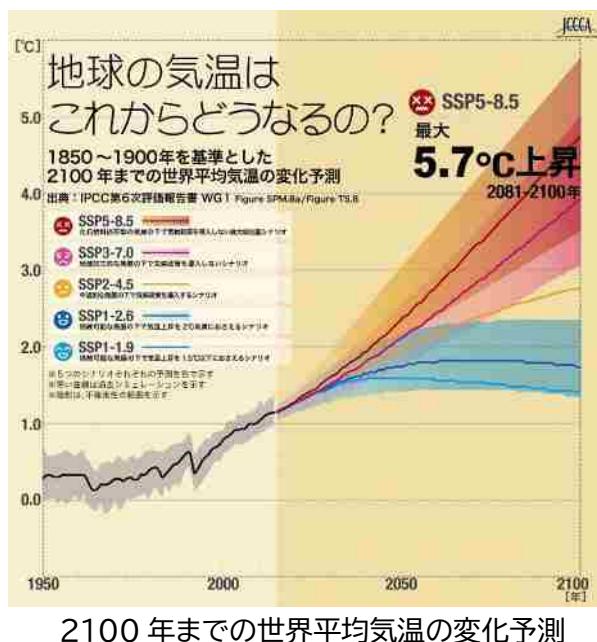


【資料：気象庁（所沢観測所）より作成】

(4) 地球温暖化による影響の将来予測

➤ 世界の気候変化の予測

IPCC が令和3年(2021年)に公表した「第6次評価報告書・第1作業部会報告書」における共有社会経済経路*(Shared Socioeconomic Pathways、以下「SSP」という。)シナリオでは、化石燃料依存型の発展の下で気候政策を導入しない、最大排出量のシナリオ(SSP5-8.5)について、21世紀末までに世界の平均気温は3.3~5.7°C上昇すると予測されています。また、21世紀半ばに実質二酸化炭素排出ゼロが実現する最善シナリオ(SSP1-1.9)においても令和3年(2021年)~令和22年(2040年)の念平均の気温上昇は1.5°Cに達する可能性があるとされています。



2100年までの世界平均気温の変化予測

出典：IPCC 第6次評価報告書/全国地球温暖化防止活動推進センター ウェブサイト
(<https://www.jccca.org/>)

IPCC 第6次評価報告書における SSPシナリオとは		
シナリオ	シナリオの概要	該当なし RCPシナリオ (IPCC第6次評価報告書)
SSP1-1.9	持続可能な発展の下で 気温上昇を1.5°C以下におさえるシナリオ 21世紀末までの気温上昇(工業化前基準)を 2°C以下に抑える政策を導入。 21世紀半ばにCO ₂ 排出量ゼロの見込み	該当なし
SSP1-2.6	持続可能な発展の下で 気温上昇を2°C未満におさえるシナリオ 21世紀までの気温上昇(工業化前基準)を 2°C未満に抑える政策を導入。 21世紀半ばにCO ₂ 排出量ゼロの見込み	RCP2.6
SSP2-4.5	中道的な発展の下で気候政策を導入するシナリオ 2030年までの気温上昇(基準)を 2°C未満に抑える政策を導入。 2030年までにNDCを 実現した場合、上昇には目標位置する	RCP4.5 (2030年まで)
SSP3-7.0	地域対立的な発展の下で 気候政策を導入しないシナリオ	RCP6.0 RCP8.5 (2030年まで)
SSP5-8.5	化石燃料依存型の発展の下で 気候政策を導入しない最大排出量シナリオ	RCP8.5

SSP シナリオとは

出典：IPCC 第6次評価報告書及び環境省資料より
JCCCA が作成/全国地球温暖化防止活動推進センターウェブサイト (<https://www.jccca.org/>)

▶ 新座市の気候変化の予測

国では、地球温暖化の影響について、昭和55年(1980年)～平成12年(2000年)を基準期間として、21世紀末(2080年～2100年)における気候予測や地球温暖化影響を公開しています。

本市の日平均気温は、持続可能な発展の下で気温上昇を2°C未満に抑えるシナリオ(SSP1-2.6)において「16～17°C」、化石燃料依存型の発展の下で気候政策を導入しない最大排出量シナリオ(SSP5-8.5)では「18～20°C」と予測されています。

また、猛暑日日数は、持続可能な発展の下で気温上昇を2°C未満に抑えるシナリオ(SSP1-2.6)において「12～20日」、化石燃料依存型の発展の下で気候政策を導入しない最大排出量シナリオ(SSP5-8.5)では「44～48日」と予測されています。

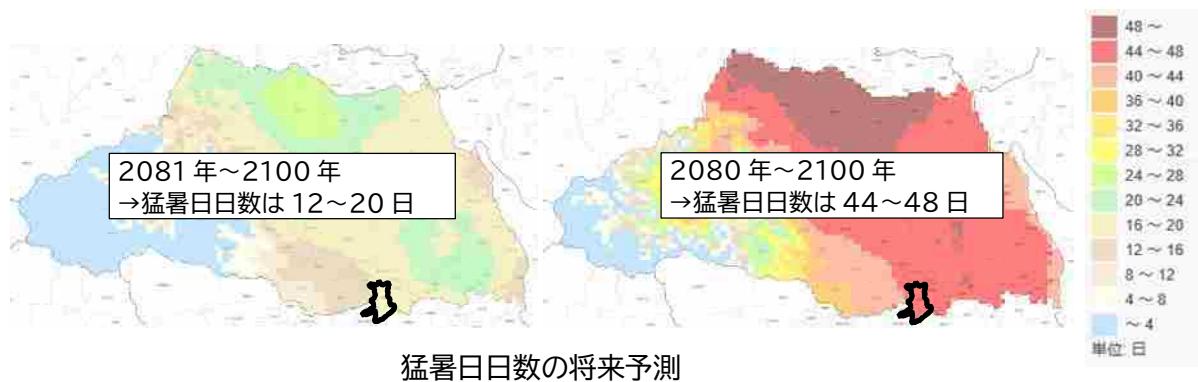
気温上昇を2°C未満に抑えるシナリオ
SSP1-2.6

気候政策を導入しない最大排出量シナリオ
SSP5-8.5



気温上昇を2°C未満に抑えるシナリオ
SSP1-2.6

気候政策を導入しない最大排出量シナリオ
SSP5-8.5



(データセット:NIES2020データ、気候モデル:MIROC6)

出典: 気候変動適応情報プラットフォーム (<https://a-plat.nies.go.jp/webgis/saitama/index.html>)

令和5年(2023年)1月17日利用

2 計画の基本的事項

(1)計画の目的

「地方公共団体実行計画(区域施策編)」は、地方公共団体が国の地球温暖化対策計画に即して、区域の自然的・社会的条件に応じて、温室効果ガス排出量の削減等を推進するための計画です。

また、本市においては、温対法に基づき、上記計画を策定するよう努めることが求められています(都道府県、指定都市、中核市及び施行時特例市については策定が義務)。

そこで、本市では、地球温暖化対策に市全体で取り組んでいくことを目的として、「新座市地球温暖化対策地域推進計画」(以下「推進計画」という。)を策定します。

【参考】 地球温暖化対策実行計画について

温室効果ガスの排出量の削減等を定める計画は、国の地球温暖化対策計画に即して、その区域の自然的・社会的条件に応じて、温室効果ガスの排出量の削減等を定める「地方公共団体実行計画(区域施策編)」と国の地球温暖化対策計画に即して、地方公共団体の事務事業に伴う温室効果ガスの排出量の削減等を定める「地方公共団体実行計画(事務事業編)」があります。

➤ 新座市地球温暖化対策地域推進計画

(地方公共団体実行計画【区域施策編】)

根拠:地球温暖化対策の推進に関する法律第21条第4項

対象範囲:新座市の事務及び事業全体だけでなく、住民、自治会、企業、事業者、民間団体、NPOなどの生活活動や事業活動を通して排出される新座市の全域の温室効果ガスが対象範囲です。

➤ 新座市地球温暖化対策実行計画(事務・事業編)

(地方公共団体実行計画【事務事業編】)

根拠:地球温暖化対策の推進に関する法律第21条第1項

対象範囲:新座市が行う事務及び事業全般を対象とし、本庁舎、教育委員会、公民館、コミュニティセンター、市立学校、水道事業、その他公共施設等が対象範囲です。また、指定管理者制度により管理する施設についても含めます。

(2)計画の期間

推進計画の期間は、令和5年度(2023年度)から令和14年度(2032年度)までの10年間とします。推進計画は、国の動向や社会情勢の変化などにより、必要に応じて見直しを行うこととします。

なお、温室効果ガス排出量の削減に関する基準年度及び目標年度は、パリ協定の主旨を踏まえるとともに、国の地球温暖化対策計画に即した観点により設定することが求められているため、推進計画では、温室効果ガス排出量の削減に関する基準年度を平成25年度(2013年度)、目標年度を令和12年度(2030年度)とします。

(3)対象とする温室効果ガス

推進計画で対象とする温室効果ガスは、地球温暖化対策の推進に関する法律第2条第3項で定める7種類のガスとします。

温室効果ガスの種類と主な排出活動

温室効果ガス	主な排出活動
二酸化炭素(CO ₂)	エネルギー起源 CO ₂
	非エネルギー起源 CO ₂
メタン(CH ₄)	自動車の走行、炉における燃料の燃焼、廃棄物の焼却処理等
一酸化二窒素(N ₂ O)	自動車の走行、炉における燃料の燃焼、廃棄物の焼却処理等
ハイドロフルオロカーボン類(HFCs)	冷蔵庫、エアコン、カーエアコンの冷媒等
パーフルオロカーボン類(PFCs)	半導体の製造等
六ふつ化硫黄(SF ₆)	電気の絶縁体等
三ふつ化窒素(NF ₃)	半導体や液晶基盤の製造等

3 温室効果ガス排出量の現状

(1)市域の温室効果ガス排出量の現状

市域の温室効果ガス排出量は、令和元年度(2019年度)において 618.4 千 t-CO₂ であり、基準年度とする平成25年度(2013年度)の 754.1 千 t-CO₂ と比較して 135.7 千 t-CO₂ (18.0%) 減少しています。

部門別では、家庭部門の占める割合が 29.4% と最も大きく、次に運輸部門が 29.3%、業務その他部門が 22.4%、産業部門が 16.5% となっています。

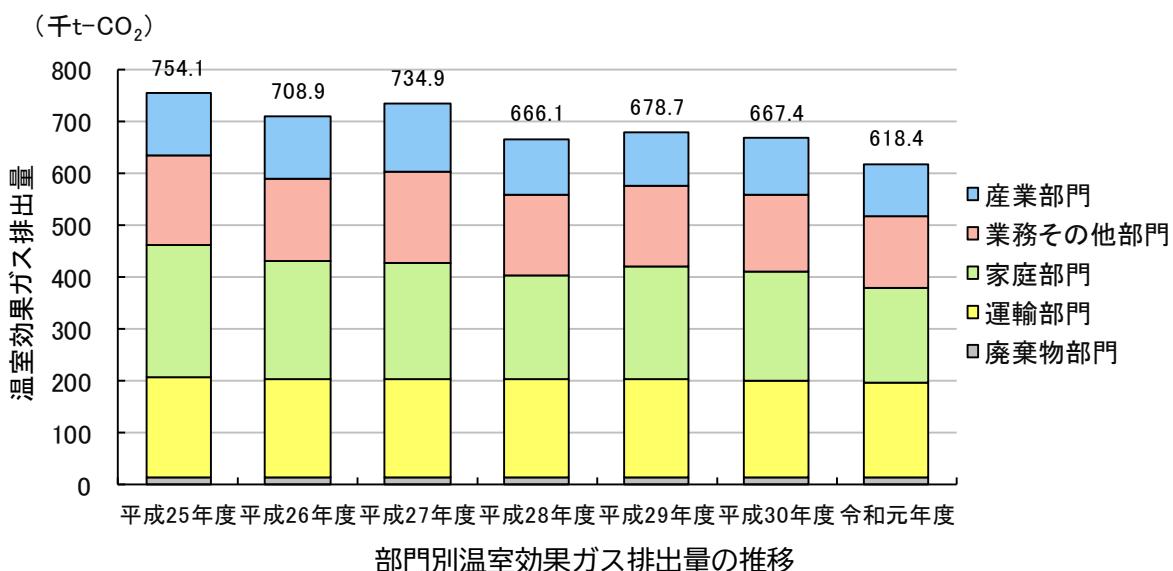
部門別温室効果ガス排出量の推移

(単位:千 t-CO₂)

部門・分野		平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
産業部門	農林水産業	2.2	2.7	3.1	3.6	3.0	2.6	2.7
	鉱業	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	建設業	6.7	6.5	6.9	6.3	6.3	10.0	8.9
	製造業	112.4	110.7	120.5	96.6	94.7	97.2	90.4
		121.3	119.9	130.5	106.5	104.0	109.8	102.0
業務その他部門		170.2	159.5	176.1	157.2	154.3	149.0	138.3
家庭部門		255.4	224.7	224.1	199.8	218.7	208.8	182.2
運輸部門	自動車	181.4	178.5	178.6	177.5	177.2	175.8	172.0
	鉄道	11.6	11.1	10.8	10.5	10.2	9.4	9.1
		193.1	189.6	189.4	188.0	187.4	185.2	181.1
廃棄物部門		14.1	15.1	14.7	14.6	14.3	14.6	14.8
農業部門		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
合 計		754.1	708.9	734.9	666.1	678.7	667.4	618.4
削減量(2013 年度比)		—	45.2	19.2	88.0	75.4	86.7	135.7
削減率(2013 年度比)		—	6.0%	2.5%	11.7%	10.0%	11.5%	18.0%

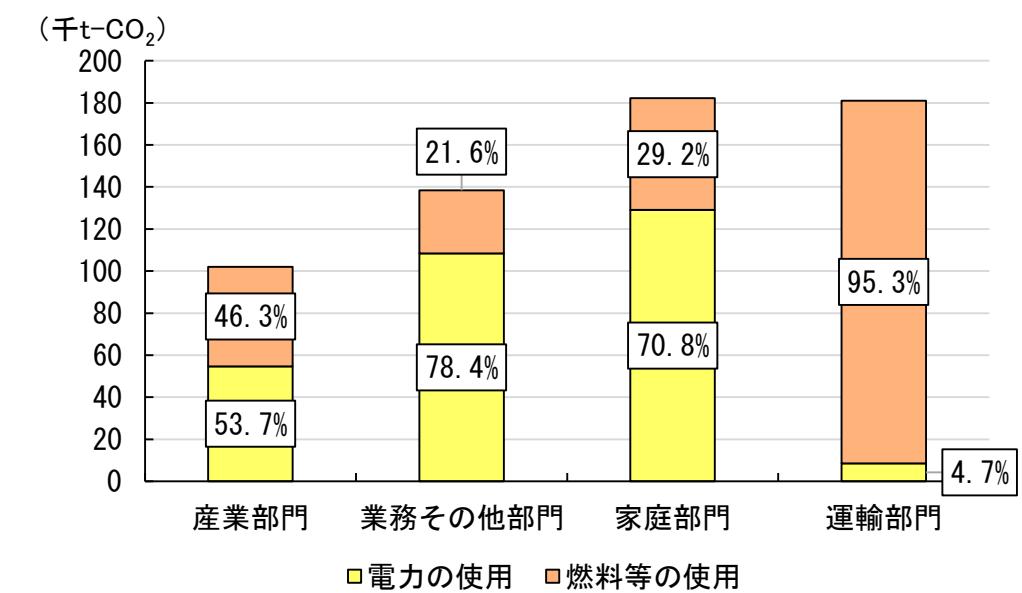
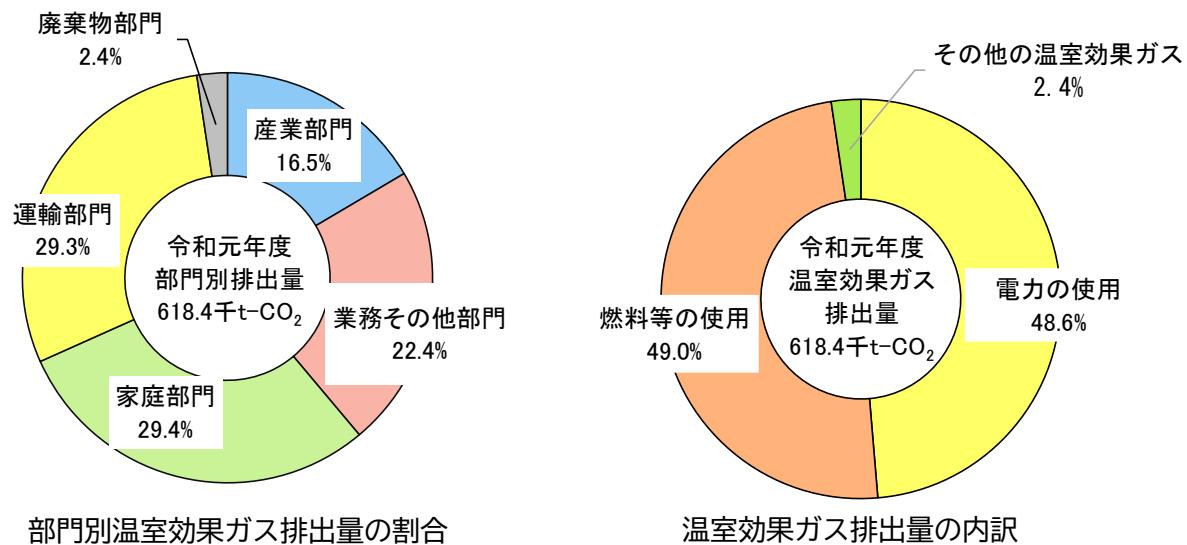
※各数値では四捨五入を行っているため、合計等と合わない場合がある。

資料：県内市町村温室効果ガス排出量算定結果 より作成



市域の温室効果ガス排出量のうち、電気の使用に伴う温室効果ガス排出量は全体の約50%を占めており、部門別にみると業務その他部門や家庭部門では、70%以上を占めています。そのため、本市では太陽光発電等の再生可能エネルギーの導入による脱炭素化や建物及び住まいの断熱化や高効率設備の導入等、建築物の省エネ化の取組を推進する必要があります。

また、移動手段として運輸部門から排出される温室効果ガスの主要因の一つである二酸化炭素の削減に向けて、次世代自動車の普及促進や公共交通機関及び自転車の利用促進に努めることが重要です。



部門別二酸化炭素排出量の内訳（電力及び燃料等の使用による割合）令和元年度（2019年度）
資料：県内市町村温室効果ガス排出量算定結果 より作成

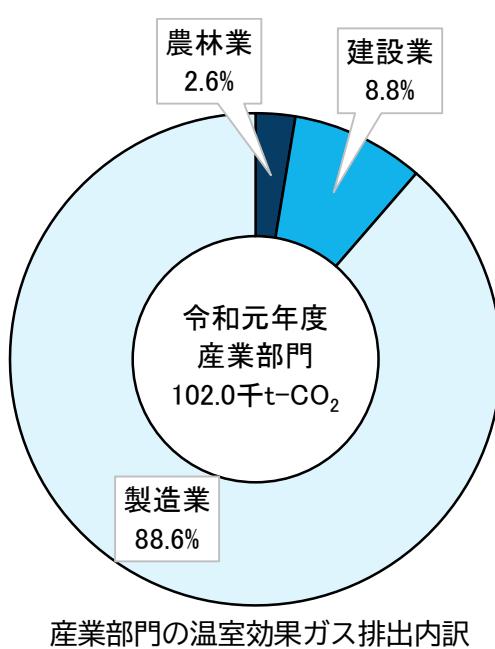
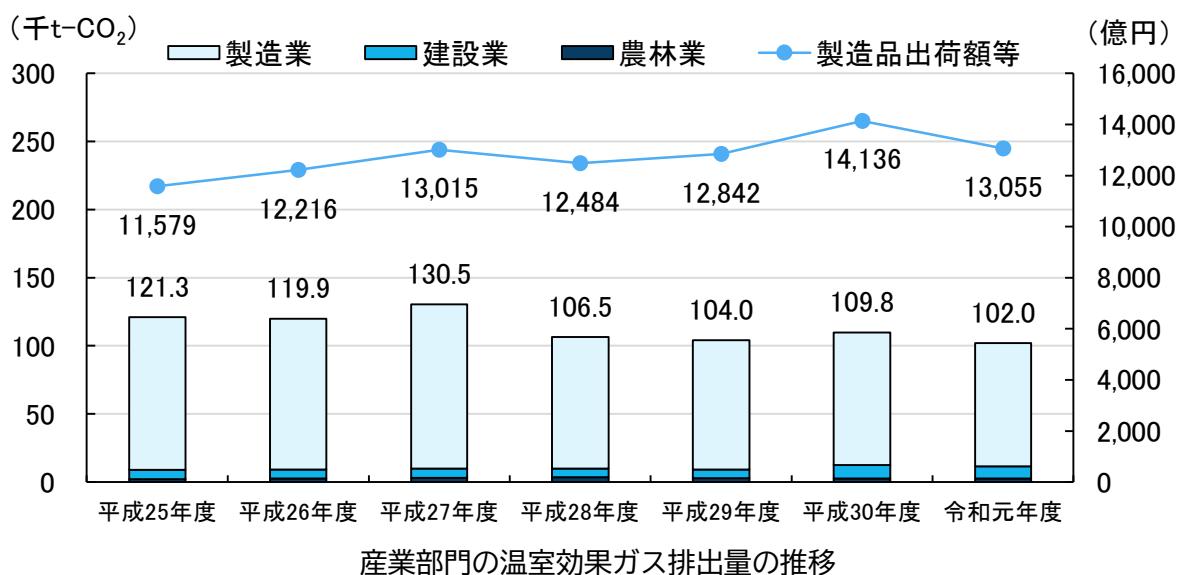
(2)部門別温室効果ガス排出量の推移

➢ 産業部門

産業部門における温室効果ガス排出量は、平成25年度(2013年度)の121.3千t-CO₂から令和元年度(2019年度)の102.0千t-CO₂に減少しています。

平成25年度(2013年度)における業種別温室効果ガス排出の内訳は、製造業が88.6%、建設業が8.8%、農林業が2.6%となっています。

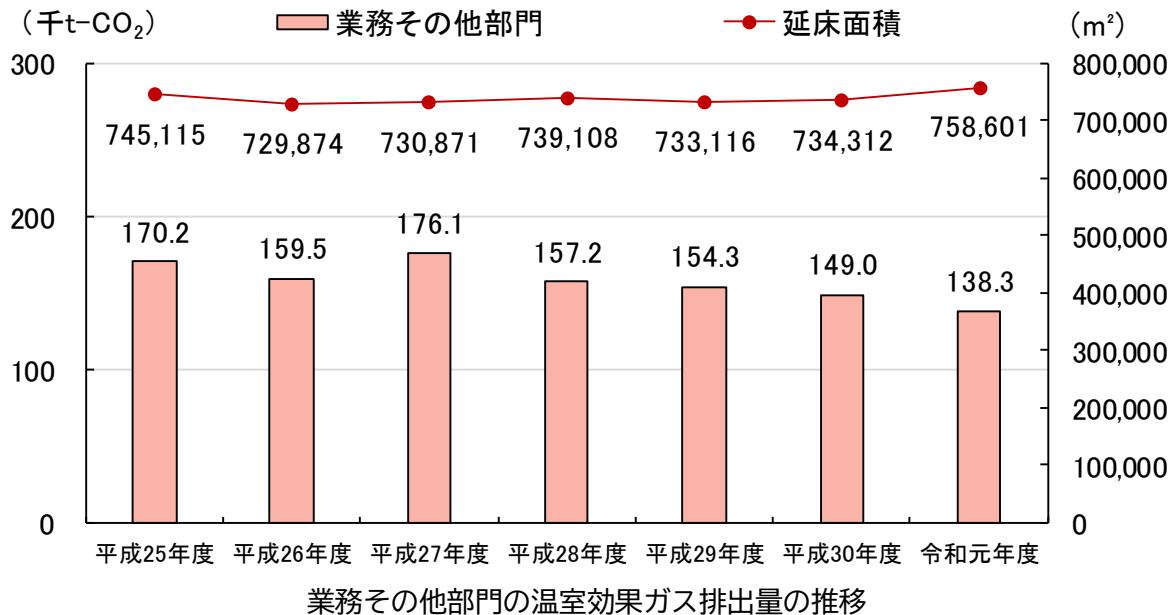
平成27年度(2015年度)以降、製造品出荷額等は、増加していますが、温室効果ガス排出量は、年度により変動はありますが減少しています。



▶ 業務その他部門

業務その他部門の温室効果ガス排出量は、平成25年度(2013年度)の170.2千t-CO₂から令和元年度(2019年度)の138.3千t-CO₂に減少しています。

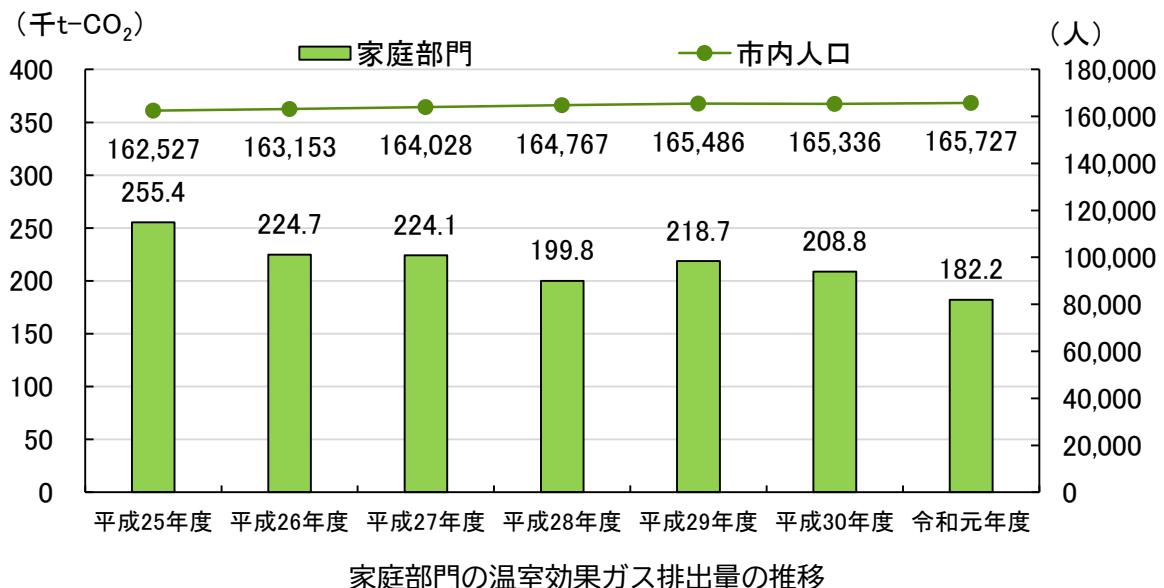
平成27年度(2015年度)以降、延床面積は増加していますが、温室効果ガス排出量は減少しています。



▶ 家庭部門

家庭部門の温室効果ガス排出量は、平成25年度(2013年度)の255.4千t-CO₂から令和元年度(2019年度)の182.2千t-CO₂に減少しています。

平成25年度(2013年度)以降、市内人口は増加していますが、温室効果ガス排出量は、年度により変動はありますが減少しています。

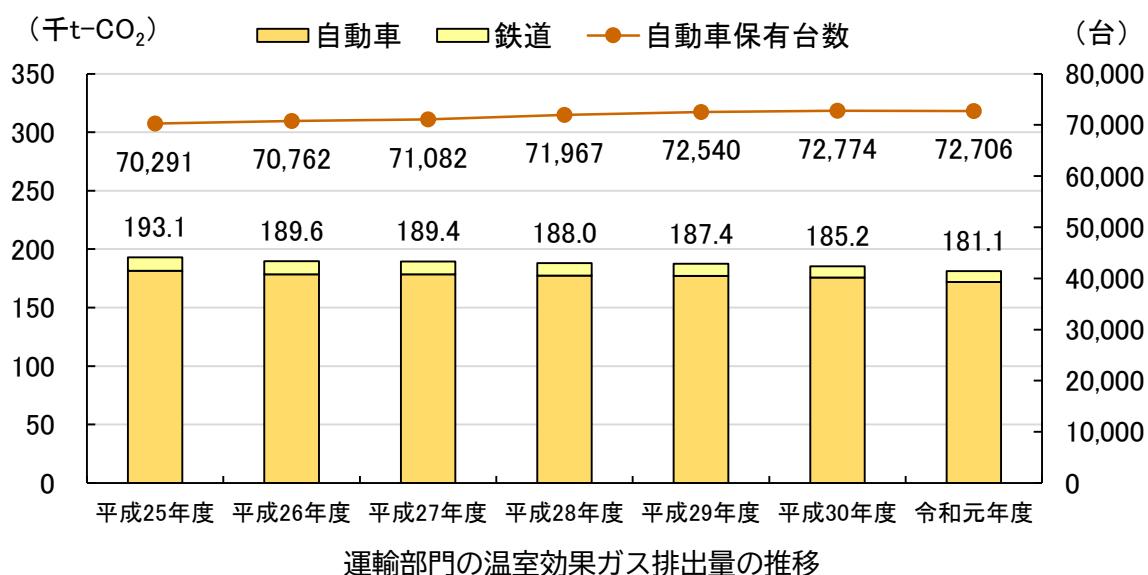


▶ 運輸部門

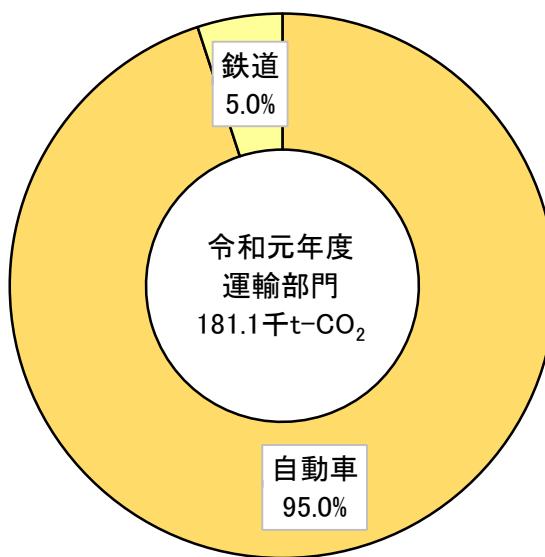
運輸部門の温室効果ガス排出量は、平成25年度(2013年度)の193.1千t-CO₂から令和元年度(2019年度)の181.1千t-CO₂に減少しています。

令和元年度(2019年度)の温室効果ガスの運輸部門の排出の内訳は、自動車が95.0%、鉄道が5.0%となっており、主に自動車の燃料消費による温室効果ガス排出量が大部分を占めています。

平成25年度(2013年度)以降、自動車保有台数は増加していますが、温室効果ガス排出量は減少しています。



運輸部門の温室効果ガス排出量の推移

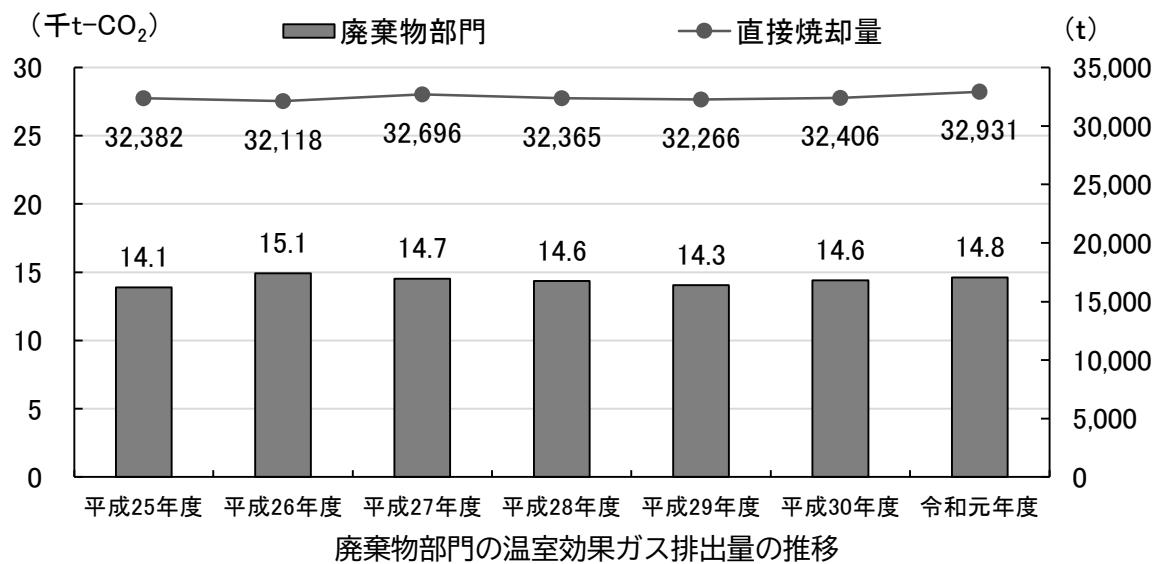


運輸部門の温室効果ガス排出内訳

➤ 廃棄物部門

廃棄物部門の温室効果ガス排出量は、平成25年度(2013年度)の14.1千t-CO₂から令和元年度(2019年度)の14.8千t-CO₂に増加しています。

平成25年度(2013年度)以降、直接焼却量は、年度により増減はありますが、温室効果ガス排出量は横ばいの状況にあります。



4 温室効果ガス排出量の削減目標

(1) 温室効果ガス排出量の将来推計

➤ 現状維持ケース(BAU)の推計手法

今後、追加的な地球温暖化対策を見込まないまま推移した場合(現状維持ケース(BAU))における市域の令和12年度(2030年度)の温室効果ガス排出量を推計します。

温室効果ガス排出量と相關のある人口などを活動量として設定し、直近年度における温室効果ガス排出量に活動量の変化率を乗じることで推計します。

$$\text{現状維持ケース排出量} = \text{直近年度の温室効果ガス排出量} \times \text{活動量の変化率}$$

$$\text{活動量の変化率} = \frac{\text{対象年度における活動量の推計値}}{\text{直近年度における活動量}}$$

現状維持ケース(BAU)の推計における基本事項

種別・部門		活動量指標	推計手法
産業部門	農林水産業	就業者数	過去の実績値が横ばいで推移しているため、令和元年度(2019年度)の値で推移するものとして推計
	鉱業・建設業	就業者数	過去の実績値が横ばいで推移しているため、令和元年度(2019年度)の値で推移するものとして推計
	製造業	製造品出荷額等	過去の実績値より製造品出荷額等の推移を推計
業務その他部門		延床面積	過去の実績値より延床面積の推移を推計
家庭部門		人口	「新座市人口ビジョン」における人口推計値から推計
運輸部門	自動車(旅客)	旅客車保有台数	過去の実績値より旅客車保有台数の推移を推計
	自動車(貨物)	貨物車保有台数	過去の実績値より貨物車保有台数の推移を推計
	鉄道	人口	「新座市人口ビジョン」における人口推計値から推計
廃棄物部門		人口	「新座市人口ビジョン」における人口推計値から推計

※現状維持ケース (BAU) : 現状から特段の対策を行わない場合の将来推計値 (Business as Usual)

※BAU 推計は、環境省の「区域施策編」目標設定・進捗管理支援ツールにより算定

▶ 現状維持ケース(BAU)の推計結果

今後、追加的な地球温暖化対策を実施しない場合(現状維持ケース(BAU))の温室効果ガス排出量の将来推計を行いました。

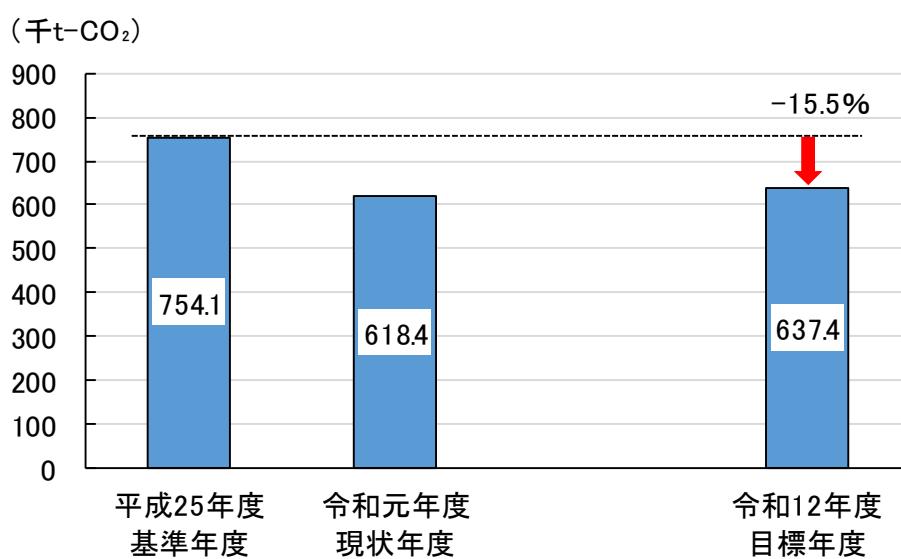
令和12年度(2030年度)の市域の温室効果ガス排出量は637.4千t-CO₂と推計され、基準年度である平成25年度(2013年度)と比較して116.7千t-CO₂(15.5%)減少する見込みとなります。

現状維持ケース(BAU)の温室効果ガス排出量

(単位:千t-CO₂)

部門・分野		平成25年度 基準年度	令和元年度 現状年度	令和12年度 目標年度
産業部門	農林水産業	2.2	2.7	2.7
	建設業	6.7	8.9	8.9
	製造業	112.4	90.4	93.9
		121.3	102.0	105.5
業務その他部門		170.2	138.3	142.0
家庭部門		255.4	182.2	189.5
運輸部門	自動車	181.4	172.0	175.7
	鉄道	11.6	9.1	9.5
		193.1	181.1	185.1
廃棄物部門		14.1	14.8	15.4
合 計		754.1	618.4	637.4
削減量(平成25年度比)		—	135.7	116.7
削減率(平成25年度比)		—	18.0%	15.5%

※各数値では四捨五入を行っているため、合計等と合わない場合がある。



現状維持ケース(BAU)の温室効果ガス排出量

▶ 削減見込量の推計

追加的な地球温暖化対策を実施しない現状維持ケース(BAU)の温室効果ガス排出量の将来推計とは別に、国の「地球温暖化対策計画」における地方公共団体や事業者などが追加的な各種対策や市の施策等を進めた場合についての削減見込量を推計しました。

これらの取組を実施した場合の市域の温室効果ガス削減量は、約 219.11 千t-CO₂ が見込めます。

温室効果ガス排出量の削減見込量

(単位:千 t-CO₂)

部門	対策内容	令和 12 年度までの削減見込量	部門別削減見込量
産業部門	省エネルギー性能の高い設備・機器等の導入促進	6.89	12.52
	業種間連携省エネの取組推進	0.39	
	燃料転換の推進	1.20	
	FEMS*を利用した徹底的なエネルギー管理の実施	4.04	
業務その他部門	建築物の省エネ化	4.83	9.54
	高効率な省エネルギー機器の普及	2.17	
	BEMS*活用等による徹底的なエネルギー管理の実施	2.14	
	脱炭素型ライフスタイルへの転換	0.02	
	廃棄物処理における取組	0.38	
家庭部門	住宅の省エネ化	4.72	20.67
	高効率な省エネルギー機器の普及	8.80	
	HEMS*等を利用した徹底的なエネルギー管理の実施	6.89	
	脱炭素型ライフスタイルへの転換	0.26	
運輸部門	次世代自動車の普及、燃費改善	15.42	30.84
	道路交通流対策	1.87	
	環境に配慮した自動車使用等の促進による自動車運送事業等のグリーン化	0.34	
	公共交通機関及び自転車の利用促進	1.49	
	鉄道分野の脱炭素化	2.19	
	トラック輸送の効率化、共同輸配送の推進	6.73	
	脱炭素型ライフスタイルへの転換	2.80	
分野横断	電力の二酸化炭素排出係数の低減	140.89	145.52
	再生可能エネルギーの導入	4.63	
合 計		219.11	219.11

※各部門及び電力の二酸化炭素排出係数の低減における削減見込量は「地球温暖化対策計画」(2021年10月閣議決定)を基に推計した値である。再生可能エネルギーの導入における削減見込量は FIT 制度における導入実績の推移より推計した値である。

※合計は、端数処理により一致しない場合がある。

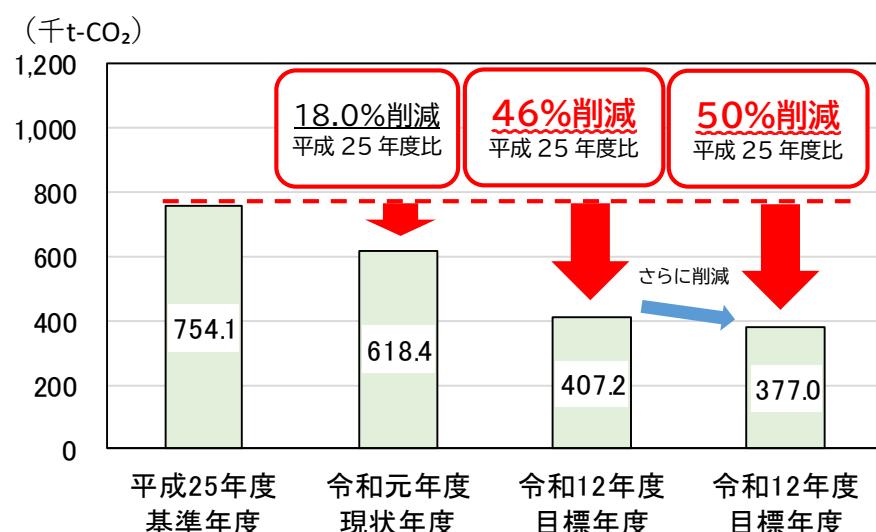
(2) 温室効果ガス排出量の削減目標

現状維持ケース(BAU)による削減と追加的な施策の展開による削減を加味した温室効果ガス排出量の将来推計の結果は下表のとおり、44.5%の削減見込みとなりますが、国の計画と整合を図るために、市では、今後、更なる追加的な施策として、交付金(重点対策加速化事業等)を活用しながら、市域の温室効果ガス排出量の削減目標を「46%削減することを目指す。さらに、50%の高みに向け、挑戦を続けていく」とします。

温室効果ガス排出量の将来推計結果

区分	項目	温室効果ガス 排出量 (千t-CO ₂)	削減率
基準年度	平成25年度(2013年度)の排出量	754.1	—
目標年度	現状維持ケース(BAU)	-116.7	15.5%
	追加的な施策の展開による削減量	-219.1	29.0%
	産業部門における対策	-12.5	1.7%
	業務その他部門における対策	-9.5	1.3%
	家庭部門における対策	-20.7	2.7%
	運輸部門における対策	-30.8	4.1%
	分野横断的な対策	-145.5	19.3%
	削減見込量の合計	335.7	44.5%
	令和12年度(2030年度)の排出量推計	418.4	—

市域からの温室効果ガス排出量を
平成25年度(2013年度)比で令和12年度(2030年度)までに
46%削減することを目指す。
さらに、**50%**の高みに向け、挑戦を続けていく。



(3)目標の達成に向けた取組

推進計画における温室効果ガス排出量削減目標の達成に向けて、省エネルギー対策の推進、脱炭素型エネルギー利用に向けた取組、脱炭素型のまちづくり、ごみの発生抑制、再使用、再資源化に向けた取組、二酸化炭素の吸収源対策について重点対策加速化事業を活用しながら進めます。

➤ 省エネルギー対策の推進

取組内容	担当課
日常生活や事業活動における効果的な省エネルギー活動の促進のため、COOL CHOICEやエコライフデーなどの実施について、広報などによる普及啓発を実施します。	環境課
エコマーク・グリーンマークなどの環境負荷が少ない製品の購入やサービスの利用に努めます。	環境課
新座市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)に基づき、市の事務及び事業におけるエネルギー使用量の削減に向けた取組を、全庁を挙げて実施します。	全庁
公共施設においては、高効率空調や省エネルギー型の設備の導入・更新を図ります。	施設所管課
市ホームページや広報への掲載による節水への呼びかけや、水道週間の啓発を実施します。	水道業務課
雨水貯留槽などの購入費に対する補助による普及促進を図ります。	環境課

●●● COOL CHOICE 5つ星家電買換えキャンペーン ●●●

「COOL CHOICE 5つ星家電買換えキャンペーン」は「統一省エネルギーラベルの星の数の多い家電への買換え」や「LED 照明への買換交換」を呼びかける活動です。

環境省では、家電製品の統一省エネルギーラベルをスマートフォンのカメラで撮るだけで、10 年前の製品との電気代や消費電力量、二酸化炭素排出量の削減効果が簡単に比較できる「カメラ de しんきゅうさん」を COOL CHOICE アプリに新搭載しており、これに伴い、メーカーや販売店等の関係者と一体となり、5つ星家電を始めとする省エネ家電への買換えの促進を実施しています。



統一省エネルギーラベル

出典:環境省

【取組の目標】

指標	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和12年度)
家庭部門における一人当たりの温室効果ガス排出量	1,100kg-CO ₂ /人	597kg-CO ₂ /人
業務その他部門における延床面積当たりの温室効果ガス排出量	192kg-CO ₂ /m ²	105kg-CO ₂ /m ²

市民の取組

- 照明は必要な箇所だけ点灯するように努め、長時間部屋を空けるときは電源を切ります。
- テレビの画面は明るすぎない設定に努め、テレビを見ていないときは電源を切ります。
- 空調使用時はブラインドなどを活用し、窓からの熱の出入り防止に努めます。
- 冷暖房は必要な時だけ使用し、適正な温度設定に努めます。
- LED 照明や高効率空調などの省エネ型家電への切り替えに努めます。
- 二重窓などによる住宅の断熱化に努めます。
- 家庭用燃料電池システムの導入に努めます。



事業者の取組

- 照明の部分点灯や区分の細分化により不使用箇所の消灯に努めます。
- フィルターやフィンなどの空調機器の定期的な清掃に努めます。 出典:ゼロカーボンアクション30
(環境省)
- クールビズ・ウォームビズ等を奨励し、室内温度の適正な設定に努めます。
- 季節の変化に応じた空調熱源機器等の運転管理に努めます。
- LED 照明や高効率空調などの省エネ型設備への切り替えに努めます。
- モータやポンプ、ファンへのインバータの導入による省エネ化を検討します。
- 高性能断熱材などによる建物の断熱化に努めます。
- 温室効果ガス排出量の少ない燃料への転換に努めます。

➤ 脱炭素型エネルギー利用に向けた取組

取組内容	担当課
公共施設における太陽光などの持続可能な再生可能エネルギーの導入に努めます。	財政課 施設所管課
再生可能エネルギーの活用に関する情報提供を行います。	環境課
公共施設における再生可能エネルギーの導入状況について、把握・公表します。	環境課

【取組の目標】

指標	現状値 (令和3年度)	目標値 (令和14年度)
公共施設の再生可能エネルギー導入量	271.997kW	440.12kW

市民の取組

- 太陽光発電システムなどの再生可能エネルギーの導入に努めます。
- 太陽光発電システムで発電した電力の有効活用のため、蓄電池*の導入に努めます。
- 給湯などへの太陽熱の利用に努めます。
- 温室効果ガス排出量の少ない電力の選択に努めます。



出典:ゼロカーボンアクション 30
(環境省)

事業者の取組

- 太陽光発電システムなどの再生可能エネルギーの導入に努めます。
- 工場からの廃熱の発電などへの利用に努めます。
- 発電した電力の有効活用のため、蓄電池の導入に努めます。
- 温室効果ガス排出量の少ない電力の選択に努めます。

➤ 環境にやさしいまちづくりの推進

取組内容	担当課
直売所など地元の農産物を販売する場を設けるとともに、地元で採れた農産物を優先的に購入します。	産業振興課 学務課
公共施設に緑のカーテンなどの設置に努めます。	施設所管課
急加速や空ぶかしはせず、ふんわりアクセルやアイドリング・ストップなどのエコドライブを心掛けます。	全庁
公用車の購入の際には、電気自動車などの次世代自動車を優先的に選択します。	全庁

【取組の目標】

指標	現状値 (令和 3 年度)	目標値 (令和 12 年度)
公用車における電動車の導入率	5.2%	100%

市民の取組

- 地元で生産された食材を購入するように努めます。
- ベランダや庭の緑化や緑のカーテンなどの壁面緑化に努めます。
- 緑の大切さを理解し、地域の緑化活動への参加に努めます。
- 車の購入や買い替えの際には、電気自動車などの次世代自動車などを購入するように努めます。
- バスや電車などの公共交通機関や自転車を利用し、マイカーの利用を控えます。
- エコドライブ(アイドリング・ストップなど)を心がけます。
- 宅配サービスをできるだけ一回で受け取るように努めます。



出典:ゼロカーボンアクション30(環境省)

事業者の取組

- 自転車の利用や徒歩での積極的な移動に努めます。
- バスや電車などの公共交通機関の積極的な利用に努めます。
- ノーカーデーの実施に努めます。
- カーシェアリングの活用に努めます。
- 車の買い替え時には、電気自動車などの次世代自動車などの購入に努めます。
- 事業所の屋上の緑化に努めます。

➤ ごみの発生抑制、再使用、再資源化に向けた取組

取組内容	担当課
新座市一般廃棄物処理基本計画に基づき、全庁を挙げてごみの減量化を推進します。	全庁
一定以上のごみの搬入を行う事業者を多量排出事業者に認定し、啓発を行うことでごみの減量化を図ります。	環境課
詰め替え可能な商品などを優先的に購入することで、ごみの減量化を進めます。	全庁
家庭で不用となったものを持ち寄る場としてリサイクルマーケットを実施し、物の再使用の推進を図ります。	環境課
リサイクルブックフェアの開催や、常設のリサイクルコーナーの設置により、不用図書・雑誌の再使用を推進します。	中央図書館
リサイクル資源の回収量に応じた奨励金を交付するなど資源回収を行っている団体を支援します。	環境課
小中学校における剪定枝のチップ化を実施します。	教育総務課
廃食用油の回収を行い、再資源化を図ります。	環境課

【取組の目標】

指標	現状値 (令和3年度)	目標値 (令和14年度)
市民一人一日当たりのごみ排出量	772.04g/人・日	725.70g/人・日

市民の取組

- 再資源化された商品の購入や、必要なものを必要な量だけ購入するように努めます。
- レジ袋や過剰包装を断る(リフューズ)などの取組を進め、ごみの減量に努めます。
- 生ごみを堆肥化し、家庭菜園などで有効利用します。
- 食べ物を残さないことや食材を無駄にしない調理を行うなど、食品ロス削減に努めます。
- 再使用・再資源化が可能な製品の購入など、リユース・リサイクルを推進します。
- ごみを適正に分別し、リサイクルに努めます。
- 資源ごみの回収など、地域の活動への参加・協力に努めます。



出典:ゼロカーボンアクション30(環境省)

事業者の取組

- ごみの分別や適正処理を実施します。
- 事業系一般廃棄物は、新座環境センターや富士見環境センターに直接持ち込むか、許可を受けた一般廃棄物処理業者に処理を依頼します。
- フードバンクの活用により、食品ロスの削減に努めます。
- 耐久性の高い製品や再使用しやすい製品を製造・販売するとともに、リターナブル容器の利用や使い捨て容器の使用抑制に努めます。
- 廃棄物の資源化の促進に努めます。
- リサイクル製品の製造や販売、再生資源の積極的利用など、リサイクルの促進に努めます。
- 環境に配慮した製品の開発・製造・販売に努めます。



出典:ゼロカーボンアクション30
(環境省)

▶ 二酸化炭素の吸収源対策

取組内容	担当課
雑木林などの保全や公園・緑地の適切な管理を実施します。	みどりと公園課
新座グリーンスマイル基金の活用による緑地の公有地化を推進します。	みどりと公園課
首都圏近郊緑地保全法に基づき、平林寺近郊緑地保全区域内の適切な管理を実施します。	みどりと公園課
都市緑地法に基づき、妙音沢特別緑地保全地区内の適切な管理を実施します。	みどりと公園課
公園等の公共空間において、緑道の整備を実施します。	みどりと公園課
都市計画道路等の新設道路を整備する際には、街路樹を整備します。	道路河川課
新座市みどりのまちづくり条例に基づく開発等行為に対して、一定の緑化を確保するように指導を実施します。	みどりと公園課

【取組の目標】

指標	現状値 (令和3年度)	目標値 (令和14年度)
市指定保存樹林等(独立樹林)の指定状況	242本	231本
平林寺近郊緑地保全区域の維持・管理	68ha	68ha
生産緑地の指定面積	100.4ha	95.27ha

市民の取組

- 身近な緑を守り、育てるための地域の活動などへの参加に努めます。
- ベランダや庭の緑化に努めます。
- 公園や道路などの適切な整備への協力に努めます。
- 緑の大切さを理解し、緑化活動への参加に努めます。

事業者の取組

- 身近な緑を守り、育てるための地域の活動などへの協力に努めます。
- 事業者の敷地内への植樹などにより緑化に努めます。
- 公園や道路などの適切な整備への協力に努めます。
- 緑の大切さを理解し、緑化活動への協力に努めます。

●●● ゼロカーボンアクション 30 ●●●

各地で異常気象が発生する中、気候変動という地球規模の課題の解決に向けて、日本は、「2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現」(2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにすること)を目指しています。

この高い目標の達成に向けて、社会の仕組みを大きく変えていくことに加えて、日常生活の中で、一人ひとりのライフスタイルに合わせて、できることがあります。暮らしを脱炭素化することで、快適やおトクといったメリットにつながることもあります。

環境省では具体的にどんなことをすればいいのかを知つてもらうために具体的な30項目のアクションを設定し、暮らしを脱炭素化するアクションとして情報発信しています。



ひとりひとりができる
**ゼロカーボン
アクション30**

脱炭素社会の実現には、一人ひとりのライフスタイルの転換が重要です。
「ゼロカーボンアクション30」にできるところから取り組んでみましょう！

エネルギーを節約・転換しよう！

- 1 再エネ電気への切り替え
- 2 クールビズ・ウォームビズ
- 3 节電
- 4 节水
- 5 省エネ家電の導入
- 6 宅配サービスをできるだけ一度受け取ろう
- 7 消費エネルギーの見える化

太陽光パネル付き・省エネ住宅に住もう！

- 8 太陽光パネルの設置
- 9 ZEH（ゼッチ）
- 10 省エネリフォーム
- 11 窓や壁等の断熱リフォーム
- 12 蓄電池（車載の蓄電池）
・省エネ給湯器の導入・設置
- 13 嘉らしに木を取り入れる
- 14 分譲も賃貸も省エネ物件を選択
- 15 動き方の工夫

CO2 の少ない交通手段を選ぼう！

- 16 スマートムーブ
- 17 ゼロカーボン・ドライブ

食口をなくそう！

- 18 食事を食べ残さない
- 19 食材の買い物や保存等での食品ロス削減の工夫
- 20 司の食材、地元の食材でつくった葉食を取り入れた健康な食生活
- 21 自宅でコンポスト

環境保全活動に積極的に参加しよう！

CO2 の少ない製品・サービス等を選ぼう！

- 22 樹林やゴミ拾い等の活動
- 23 脱炭素型の製品・サービスの選択
- 24 個人のESG投資

3R（リデュース、リユース、リサイクル）

- 25 使い捨てプラスチックの使用をなるべく減らす。マイバッグ、マイボトル等を使う
- 26 修理や修繕をする
- 27 フリマ・シェアリング
- 28 ゴミの分別処理

サステナブルなファッションを！

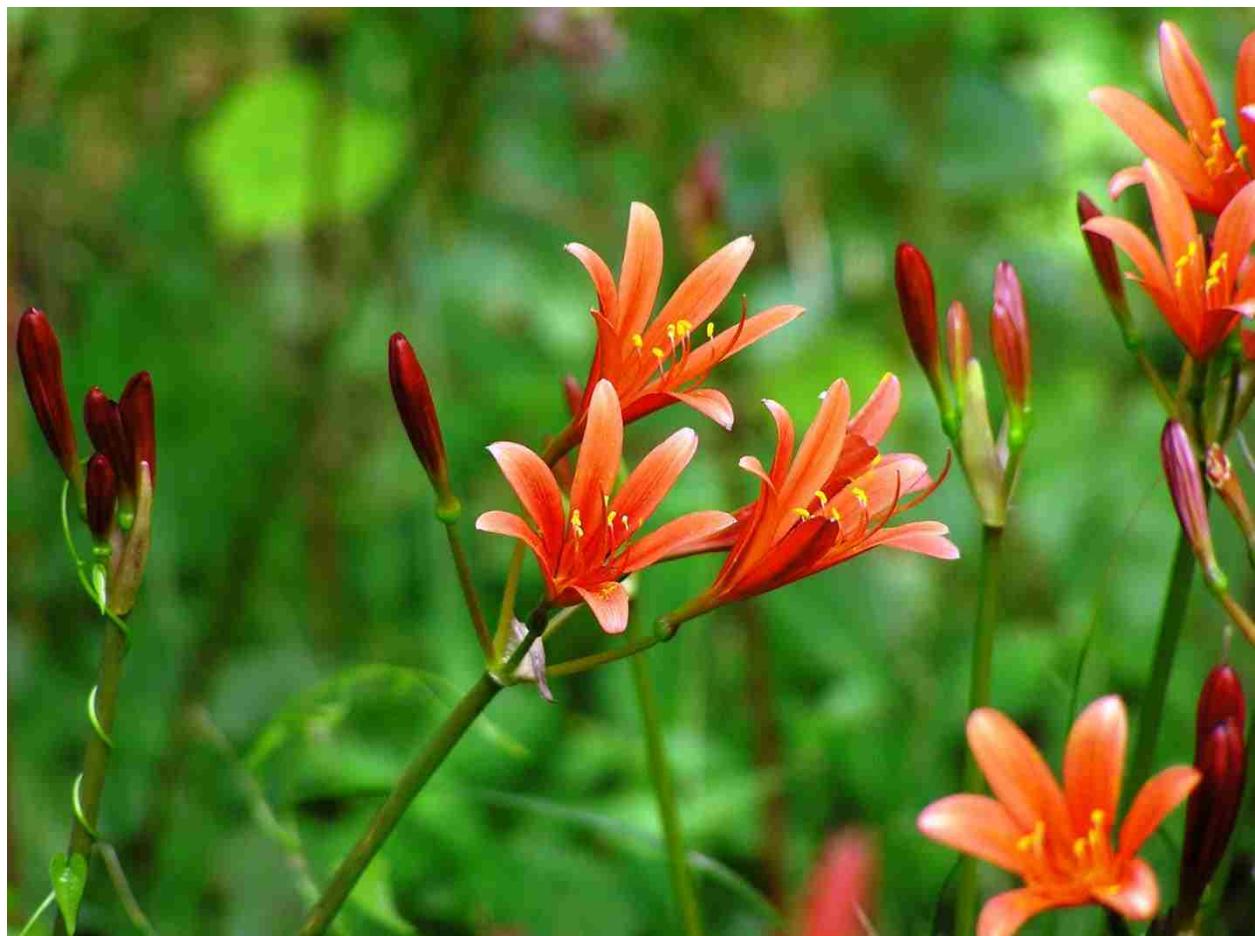
- 29 今持っている服を長く大切に着る
- 30 長く着られる服をじっくり選ぶ
- 31 環境に配慮した服を選ぶ

ゼロカーボンアクション 30

出典：環境省

第6章

地域気候変動適応計画



第6章 地域気候変動適応計画

1 適応計画の背景と目的

地球温暖化は地球全体での平均気温の上昇だけでなく、海水の膨張や氷河の融解による海面の上昇、大雨や大型台風の頻発など、様々な気候変動を生じさせつつあると考えられており、日本においても、災害級の猛暑や熱中症による搬送者・死亡者数の増加のほか、数十年に一度といわれる台風・豪雨が毎年のように発生し深刻な被害をもたらしています。

平成30年(2018年)に施行された「気候変動適応法」では、日本における適応策の法的位置付けが明確化されるとともに、地方公共団体には地域気候変動適応計画の策定が努力義務とされました。

また、気候変動による影響は、生活環境や自然生態系など多岐に渡るものと考えられており、国では「もはや地球温暖化問題は気候変動の域を超えて気候危機の状況に立ち至っている」との認識を世界と共有することを目的として、令和2年(2020年)11月に「気候非常事態宣言」を決議しました。

これらを踏まえ、本市においても、既に気候変動による影響が顕在化しており、今後、気候変動が加速した場合、これまで以上に様々な分野で影響が生じると考えられます。そこで、本市の地域特性を理解した上で、既存及び将来の様々な気候変動による影響を計画的に回避・軽減し、市民が安心して暮らすことのできるまちを実現することを目的とし、地域気候変動適応計画を策定するものです。



出典:環境省ホームページ

2 気候変動による影響の評価

国の気候変動適応計画では、「農業・林業・水産業」、「水環境・水資源」、「自然生態系」、「自然災害・沿岸域」、「健康」、「産業・経済活動」、「国民生活・都市生活」の7つの分野について、「重大性」、「緊急性」、「確信度」の観点から気候変動による影響を評価しています。

市では、国の気候変動による影響評価の結果を踏まえ、これらのうち本市に影響が出ると考えられる分野・項目について、下記の選定基準により抽出し、適応策を講じていきます。

選定基準①:国の「気候変動影響評価報告書」において、「重大性」、「緊急性」、「確信度」が特に大きい、あるいは高いと評価されており、本市においても存在する項目
選定基準②:本市において、気候変動による考えられる影響がすでに生じている、あるいは本市の地域特性を踏まえて重要と考えられる分野・項目

国の気候変動における影響の評価のうち新座市に関連性が高いと考えられる項目①

分野	大項目	小項目	国の評価		
			重大性	緊急性	確信度
農業・ 林業・ 水産業	農業	野菜等	◇	○	△
		果樹 RCP2.6* RCP8.5*	○	○	○
			○	○	○
		麦・大豆・飼料作物等	○	△	△
		畜産	○	○	△
		病害虫・雑草等	○	○	○
水環境・ 水資源	水環境	農業生産基盤	○	○	○
		河川	◇	△	□
		水供給(地表水) RCP2.6* RCP8.5*	○	○	○
			○	△	△
		水供給(地下水)	○	△	△
		里地・里山生態系	◇	○	□
自然生態系	陸域生態系	自然林・二次林 RCP2.6* RCP8.5*	◇	○	○
			○	○	○
		淡水生態系	○	△	□
		生物季節	◇	○	○
		分布・個体群の 移動 在来種 外来種	○	○	○
			○	○	○
自然災害・ 沿岸域	河川	洪水 RCP2.6* RCP8.5*	○	○	○
			○	○	○
		内水	○	○	○
		その他	強風等	○	○
健康	暑熱	死亡リスク等	○	○	○
		熱中症等	○	○	○
		感染症	節足動物媒介感染症	○	○
					△

*凡例は以下のとおりである。

【重大性】○:特に重大な影響が認められる、◇:影響が認められる、-:現状では評価できない

【緊急性】○:高い、△:中程度、□:低い、-:現状では評価できない

【確信度】○:高い、△:中程度、□:低い、-:現状では評価できない

*RCP2.6…将来の気温上昇を2°C以下に抑えるという目標の基に開発された排出のも最も低いシナリオ

*RCP8.5…2100年における温室効果ガス排出量の最大排出量に相当するシナリオ

国の気候変動における影響の評価のうち新座市に関連性が高いと考えられる項目②

分野	大項目	小項目	国の評価		
			重大性	緊急性	確信度
市民生活・ 都市生活	都市インフラ・ ライフライン等	水道、交通等	○	○	○
	文化・歴史などを 感じる暮らし	生物季節	◇	○	○
		伝統行事・地場産業等	—	○	△
	その他	暑熱による生活への影響等	○	○	○

※凡例は以下のとおりである。

【重大性】○:特に重大な影響が認められる、◇:影響が認められる、—:現状では評価できない

【緊急性】○:高い、△:中程度、□:低い、—:現状では評価できない

【確信度】○:高い、△:中程度、□:低い、—:現状では評価できない

国の気候変動による影響の評価手法

【重大性】

①影響の程度(エリア・期間)、②影響が発生する可能性、③影響の不可逆性(元の状態に回復することの困難さ)、④当該影響に対する持続的な脆弱性・暴露の規模のそれぞれの要素をもとに、社会、経済、環境の観点で、「特に重大な影響が認められる」、「影響が認められる」の評価を行っています。例えば、人命の損失を伴う、文化的資産に不可逆な影響を与える、といった場合は「特に重大な影響が認められる」と評価されます。

【緊急性】

①影響の発現時期、②適応の着手・重要な意思決定が必要な時期のそれぞれの観点ごとに、3段階(「緊急性は高い」、「緊急性は中程度」、「緊急性は低い」)で評価し、緊急性の高い方を採用しています。例えば、既に影響が生じている場合などは「緊急性は高い」と評価され、21世紀中頃までに影響が生じる可能性が高い又は概ね10年以内(2030年頃より前)に重大な意思決定が必要である場合は「緊急性は中程度」と評価されます。

【確信度】

①証拠の種類、量、質、整合性、②見解の一致度のそれぞれの観点ごとに、3段階(「確信度は高い」、「確信度は中程度」、「確信度は低い」)で評価しています。定量的な分析の研究・報告事例が不足している場合は、見解の一致度が高くても、「確信度は中程度」以下に評価されることがあります。

環境指標

指標	現状値 (令和3年度)	目標値 (令和12年度)
適応策に関する情報の更新	2件	5件
熱中症予防に関する情報提供	1件	3件
雨水利用施設の設置数	47施設	97施設

3 適応策の推進

本市において既に生じている又は今後予測される気候変動による影響を回避・軽減するため、地域気候変動適応計画に基づき、影響のある分野について適応策を講じます。

また、市では、気候変動に伴う被害を回避・軽減の取組を強化していく目的から、「新座市気候変動適応センター（埼玉県環境科学国際センターに設置する埼玉県気候変動適応センターとの共同設置）」を気候変動適応法第13条に基づく地域気候変動適応センターとして位置付け、気候変動への適応に関する情報を収集、整理、分析するとともに、情報の提供や取組の周知等を行います。

➤ 農林水産業

取組内容	担当課
高温による農業従事者への影響について、熱中症対策の普及啓発を行います。	産業振興課
気候変動による農作物への影響について情報収集を行うとともに、農業従事者に対して情報提供を行います。	産業振興課

➤ 水環境・水資源

取組内容	担当課
河川等の水質調査を継続的に実施します。	環境課
気候変動における影響について、埼玉県気候変動適応センターと連携して最新情報の科学的な知見等の把握に努め、今後の適応策に活用します。	環境課
災害時や異常渇水時において必要な用水を確保するため、雨水・地下水等の有効活用（災害用井戸・雨水貯留槽設置）を図ります。	危機管理室 水道施設課 水道業務課 環境課

➤ 自然生態系

取組内容	担当課
気候変動による生態系ネットワークへの影響について、埼玉県気候変動適応センターと連携して情報収集に努め、住民等に情報提供します。	環境課
市内を流れる河川・用水や湧水等の水環境の変化に関する情報を、埼玉県気候変動適応センターと連携して情報収集を行い、住民等に情報提供します。	環境課
外来生物について情報収集を行うとともに、特定外来生物の捕獲・駆除を通じて、在来種保護や農作物などへの被害拡大の防止に努めます。	環境課
野生動植物の生息・生育の実態について、埼玉県気候変動適応センターと連携して情報収集に努め、住民等に情報提供します。	環境課

➤ 自然災害・沿岸域

取組内容	担当課
市ホームページ等を通じて、市民への災害ハザードマップの周知を図ります。	危機管理室
雨水抑制対策量の引き上げに伴う、溢水対策の強化を図ります。	道路河川課
浸水被害を受けた住宅の復旧修繕に向けた工事に対して、修繕工事費の補助を実施します。	建築審査課
災害に強い建物への改修を進め、既存木造住宅の耐震診断や改修に係る費用の一部を助成します。	建築審査課
日頃から災害時対応の訓練を実施するとともに、災害時における協力体制を構築・維持します。	全庁
電気の供給が途絶えた場合でも、電力を確保するため、公共施設における非常用発電設備や避難所への再生可能エネルギーや蓄電池等の導入を進めます。	施設所管課
地域全体で自立・分散型エネルギーの導入を進め、エネルギー供給における多様化・分散化を図るため、事業所、住宅等における再生可能エネルギーや蓄電池等の導入について市民等に対しての啓発を実施します。	環境課

➤ 健康

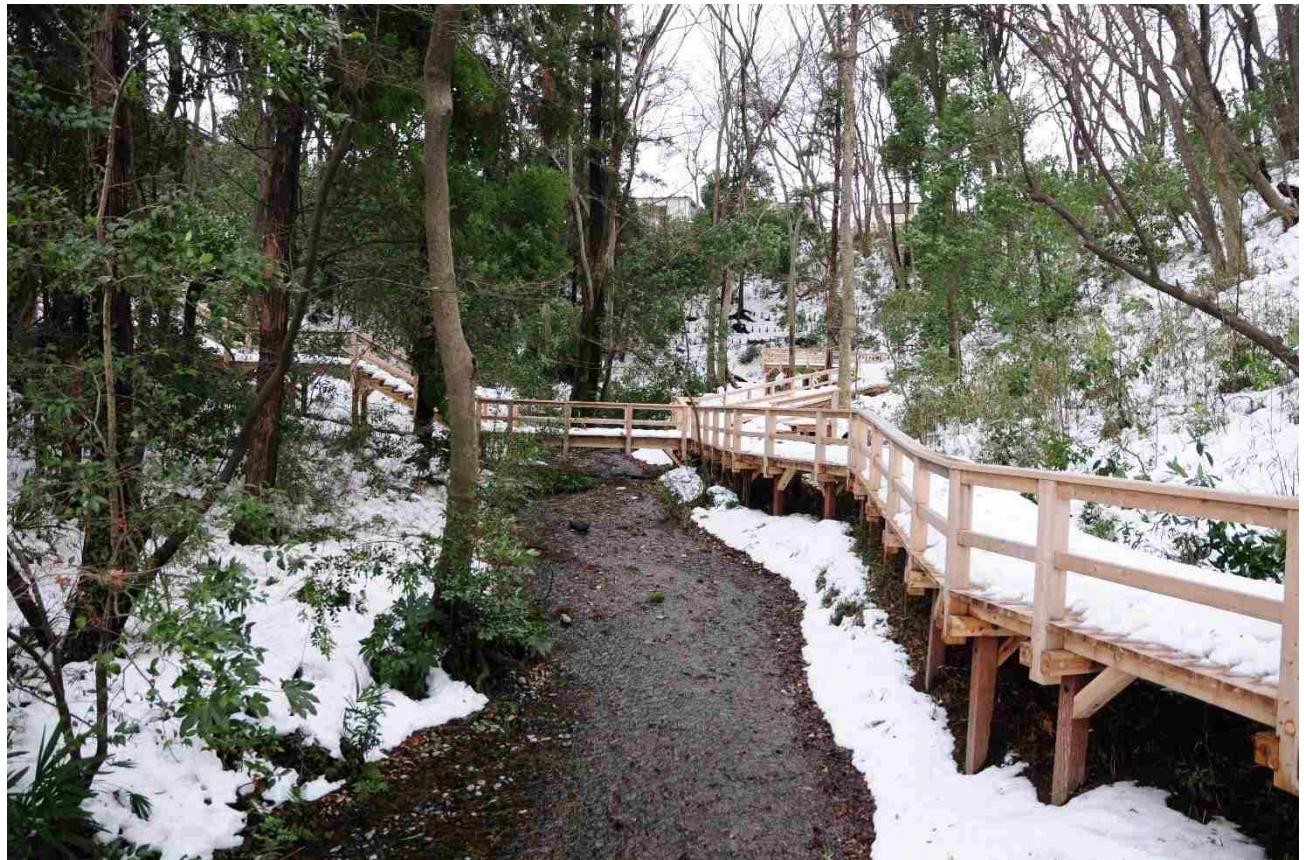
取組内容	担当課
熱中症予防について、広報にいざや市ホームページを通じた周知、事業等で関連するリーフレットの配布による普及啓発を行います。	保健センター
熱中症警戒アラート発令時には、防災無線による注意喚起を実施します。	保健センター

➤ 市民生活・都市生活

取組内容	担当課
道路等のインフラ整備、延焼遮断機能の高い緑やオープンスペースの確保、幹線道路沿道の不燃化促進など住居系市街地の再整備により、居住の安全性を高める検討を行います。	都市計画課
本市全体の防災活動の中心となる防災中枢拠点、防災中枢拠点と連携する地区ごとの防災地区拠点、長期の避難生活に備える避難拠点や物資拠点、後方医療である医療拠点等の施設の整備を進めます。	危機管理室
防火水槽や消火栓の配置及び維持管理の適正化や避難所として活用する公共施設の不燃化・耐震化整備を促進していくとともに自主防災会の育成強化や防災関係機関と連携を図り、市民と自治体の共助による防災体制の整備を推進します。	危機管理室

第7章

計画の推進



第7章 計画の推進

1 計画の推進体制

本計画は、庁内の環境関連部署はもとより、市民・事業者等の参加・協働により推進を図るために、次のような推進体制により、計画を推進します。

環境審議会

環境審議会は、新座市環境基本条例に基づき、有識者等により組織される会議です。本計画の実施状況や環境の保全等に関する重要事項について審議し、計画の総合的・効果的な推進を図ります。

市民

一人ひとりが環境問題について認識し、ごみの削減、節電や節水など環境に配慮した行動を日常的に実践するとともに、主体的に連携・協働し、環境に配慮した生活と行動変容を推進します。環境関連の活動等に取り組む民間団体は、積極的に情報発信を行い、ネットワークを強化していきます。

事業者

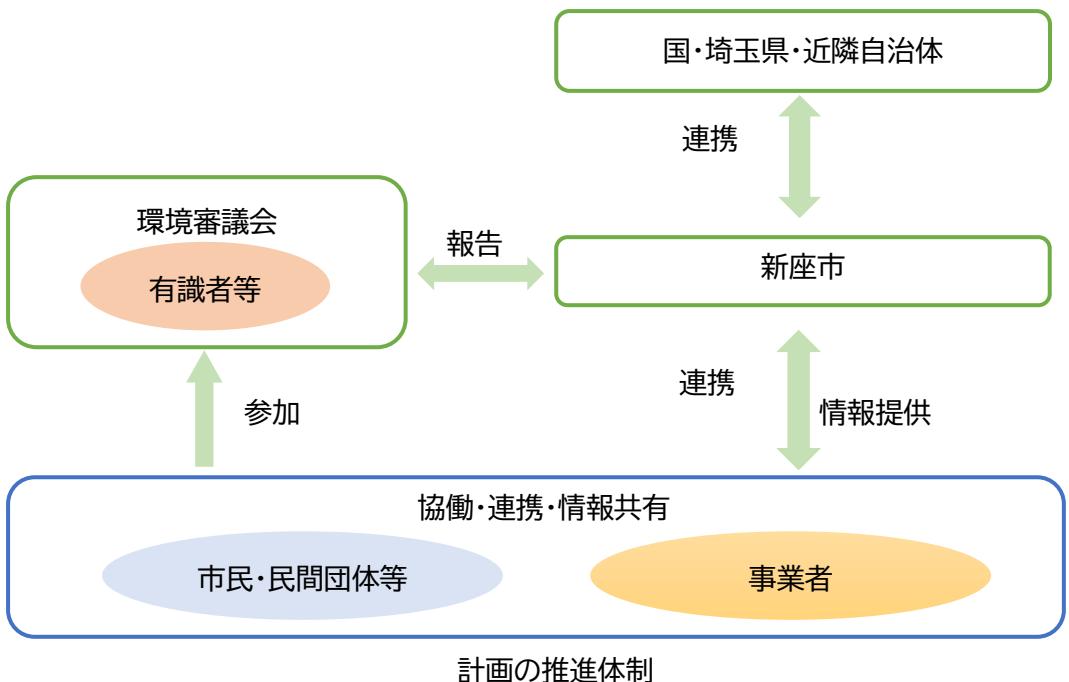
事業活動が環境に与える負荷を認識し、省エネ・脱炭素化に向けた取組や公害防止、廃棄物の適正処理などに取り組みます。また、経済活動の中に環境の視点を組み込み、業種間を超えた連携により、新たな産業の振興を図り、持続可能なまちの構築に寄与します。

新座市

本計画の環境の保全に関する施策・事業を計画的に実施するとともに、市民・事業者が行う環境保全のための取組を支援します。また、市自ら環境負荷の低減に向けた率先行動を実践し、各主体間の連携・協働を促進する場と機会を提供します。

国や埼玉県、周辺自治体等との連携

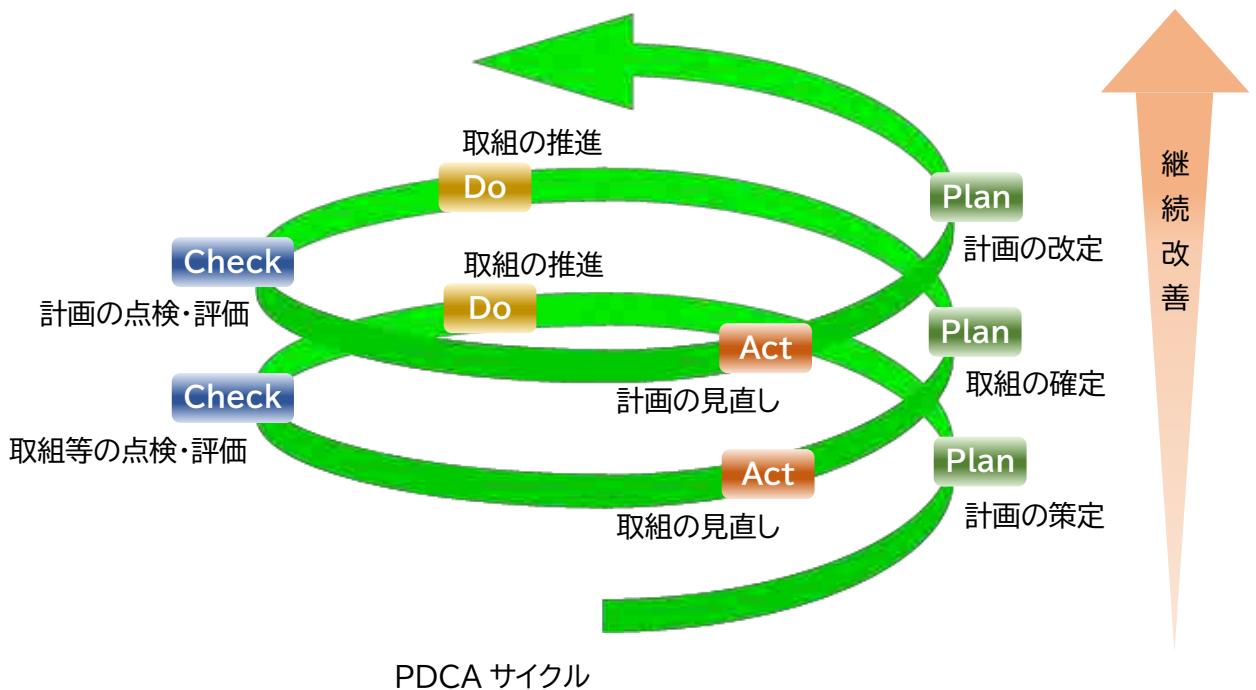
本計画に関する取組を推進するに当たり、国、埼玉県及び近隣自治体等との調整・連携・協力を図ります。



2 進行管理

計画の進捗状況を適切に把握し、着実に推進するために、毎年、計画に定めた取組の実施状況、目標値の達成状況等を把握し、必要に応じて取組の追加等について検討する PDCA サイクルを導入します。

また、これらの進捗状況を毎年度把握し、その結果を市のホームページや年次報告書等に掲載して、情報の公開と共有を図ります。



資料編

資料編

1 新座市環境基本条例

平成 9 年 12 月 25 日

条例第 22 号

目次

前文

第 1 章 総則(第 1 条—第 6 条)

第 2 章 環境の保全等に関する基本的な施策等(第 7 条—第 21 条)

第 3 章 国及び他の地方公共団体との協力等(第 22 条・第 23 条)

第 4 章 環境審議会(第 24 条—第 30 条)

附則

私たちのまち新座は、野火止用水と武蔵野の雑木林に代表される水と緑に恵まれた首都近郊の文教住宅都市として発展してきた。

このかけがえのない恵まれた環境をより豊かに将来の世代に引き継いでいくことは、現在に生きる私たちの責務である。

しかしながら、私たちが享受してきた物質的に豊かで便利な生活は、一方で都市・生活型公害を発生させ、生態系にも影響を及ぼすこととなり、生命の源である地球環境を脅かすまでに至っている。

私たちを取り巻く環境は、すべての生命をはぐくむ母胎であり、大気、水、土壤その他様々な生物の微妙な均衡と循環の下に成り立っている。私たちは、このことを深く認識するとともに、身近な環境を大切にすることが、ひいては地球環境を守ることになることを理解し、環境への負荷の少ない持続的に発展することができる循環型社会を構築していくなければならない。

そのためには、市、事業者及び市民は、それぞれの責務を果たし、協働して環境を守り育てていかなければならない。

ここに、私たちは、「人と自然が共生するまち新座」を目指して、現在及び将来の市民の健康で文化的な生活を実現するため、この条例を制定する。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、環境の保全、回復及び創出(以下「環境の保全等」という。)について、基本となる理念を定め、市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において「環境への負荷」とは、人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全等に対する支障の原因となるおそれのあるものをいう。

2 この条例において「公害」とは、環境の保全等に対する支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生じる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁(水質以外の水の状態又は水底

の底質が悪化することを含む。第 11 条において同じ。)、土壤の汚染、騒音、振動、地盤の沈下(鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。)及び悪臭によって、人の健康又は生活環境(人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。)に係る被害が生じることをいう。

(基本理念)

第 3 条 環境の保全等は、すべての市民が健康で文化的な生活を営むことができる良好な環境を維持し、これが将来の世代へ継承されるように推進されなければならない。

- 2 環境の保全等は、すべての者が環境への負荷を低減するため、自主的かつ積極的に行動することによって、自然の物質循環を損なうことなく持続的に発展することができる社会が構築されるように推進されなければならない。
- 3 環境の保全等は、生態系及び市域の自然的条件に配慮し、人と自然が共生するまちが実現されるように推進されなければならない。
- 4 環境の保全等は、地域の環境が地球全体の環境と深くかかわっていることにはかんがみ、国際的な視野と協力の下に推進されなければならない。

(市の責務)

第 4 条 市は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、環境の保全等に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の責務)

第 5 条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生じるばい煙、汚水、廃棄物等の処理その他の公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講じる責務を有する。

- 2 事業者は、基本理念にのっとり、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たっては、環境の保全等に対する支障を防止するため、次に掲げる事項に努めなければならない。
 - (1) 事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合にその適正な処理が図られることとなるように必要な措置を講じること。
 - (2) 事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資すること。
 - (3) 再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用すること。
- 3 前 2 項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他の環境の保全等に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全等に関する施策に協力する責務を有する。

(市民の責務)

第 6 条 市民は、基本理念にのっとり、その日常生活において環境への負荷を低減し、環境の保全等に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全等に関する施策に協力する責務を有する。

第 2 章 環境の保全等に関する基本的な施策等

(環境優先の理念)

第 7 条 市は、すべて施策の策定及び実施に当たっては、環境優先の理念の下に、環境への負荷の低減その他の環境の保全等のために必要な措置を講じるように努めるものとする。

(環境基本計画)

- 第 8 条 市長は、環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、新座市環境基本計画(以下「環境基本計画」という。)を策定するものとする。
- 2 環境基本計画は、環境の保全等に関する長期的な目標、総合的な施策の大綱その他環境の保全等に関する必要な事項について定めるものとする。
- 3 市長は、環境基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ市民の意見を聴いた上、新座市環境審議会に諮らなければならない。
- 4 市長は、環境基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表しなければならない。
- 5 前 2 項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(環境基本計画との整合)

- 第 9 条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図らなければならない。

(年次報告)

- 第 10 条 市長は、環境基本計画の適正な進行管理を図るため、環境の状況、環境の保全等に関して講じた施策等について年次報告書を作成し、これを公表しなければならない。

(環境の保全等に対する支障を防止するための規制措置)

- 第 11 条 市は、公害(放射性物質による大気の汚染、水質の汚濁及び土壌の汚染によるものを除く。)の原因となる行為及び環境の保全等に対する支障を及ぼすおそれがある行為に関し、必要な規制措置を講じるものとする。

(助成措置)

- 第 12 条 市は、事業者又は市民が行う環境の保全等に関する活動を支援するため、必要があると認められるときは、適正な助成措置を講じるように努めるものとする。

(基金の設置等)

- 第 13 条 市は、環境の保全等に関する施策を効果的に推進するため、基金の設置その他必要な措置を講じるように努めるものとする。

(環境への負荷の低減に資する製品等の利用の促進)

- 第 14 条 市は、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、製品、役務、エネルギー等の利用の促進に努めるものとする。

(環境教育及び環境学習の推進等)

- 第 15 条 市は、環境の保全等に関する教育及び学習の推進並びに広報活動の充実により、事業者及び市民が環境の保全等に対する理解を深めるとともに、これらの者の環境の保全等に関する活動を行う意欲が増進されるように、必要な措置を講じるものとする。

(民間団体等の環境の保全等に関する活動の促進)

- 第 16 条 市は、市民、事業者又はこれらの者の組織する民間の団体(以下「民間団体等」という。)が自発的に行う環境の保全等に関する活動が促進されるように、必要な措置を講じるものとする。

(情報の提供)

- 第 17 条 市は、第 15 条の教育及び学習の推進並びに前条の民間団体等の活動の促進に資するため、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ、環境の状況その他の環境の保全等に関する必要な情報を適切に提供するように努めるものとする。

(市民の意見の反映)

- 第 18 条 市は、環境の保全等に関する施策に、市民の意見を反映することができるよう、必要な措置を講じるものとする。

(調査の実施)

第 19 条 市は、環境の状況の把握に関する調査その他の環境の保全等に関する施策の策定に必要な調査を実施するものとする。

(監視等の体制の整備)

第 20 条 市は、環境の状況を把握し、及び環境の保全に関する施策を適正に実施するために必要な監視、巡視、測定及び検査の体制を整備するものとする。

(総合調整のための体制の整備)

第 21 条 市は、環境の保全等に関する施策について総合的に調整し、及び推進するために必要な体制を整備するものとする。

第 3 章 国及び他の地方公共団体との協力等

(国及び他の地方公共団体との協力)

第 22 条 市は、広域的な取組が必要とされる環境の保全等の施策の策定及び実施に当たっては、国及び他の地方公共団体と協力して推進するものとする。

(民間団体等との協働)

第 23 条 市は、環境の保全等に関し、協働して取り組むため、民間団体等からなる組織を整備するものとする。

第 4 章 環境審議会

(設置)

第 24 条 環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進する上で必要な事項を審議するため、環境基本法(平成 5 年法律第 91 号)第 44 条の規定に基づき、新座市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(平 12 条例 3・一部改正)

(所掌事項)

第 25 条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 環境基本計画に関する事項
- (2) 年次報告書に関する事項
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、環境の保全等に関する重要事項

2 審議会は、その議決により、環境の保全等に関する重要事項について調査研究し、その成果に基づいて、市長に意見を述べ、又は提言することができる。

(組織)

第 26 条 審議会は、委員 10 人以内をもって組織する。

2 委員は、環境の保全等に関し識見を有する者のうちから市長が委嘱する。

(任期)

第 27 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 28 条 審議会に会長及び副会長各 1 人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 29 条 審議会は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(雑則)

第 30 条 審議会の庶務は、市民生活部において処理する。

2 第 24 条から前条までに規定するもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(平 11 条例 19・平 29 条例 28・一部改正)

附 則

この条例は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 11 年条例第 19 号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成 11 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 12 年条例第 3 号)

この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 29 年条例第 28 号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成 30 年 1 月 1 日から施行する。

2 新座市環境審議会

第13期任期：令和4年（2022）年11月1日から令和6年（2024）年10月31日

番号	役職	委員氏名	選出母体等
1	委員長	宮崎 正浩	跡見学園女子大学マネジメント学部教授
2	副委員長	鶴野 紀子	(株)マーケティングコンビナートツルノオフィス代表、都市計画プランナー、ソーシャルマーケティングコンサルタント、ソーシャルマーケティングディレクター
3		飯田 啓子	消費生活コンサルタント、埼玉県環境アドバイザー
4		田野 實	NPOフタバ理事長、埼玉県環境アドバイザー、埼玉県環境教育アシスタント
5		櫻 博子	新座市環境保全協力員元会長、環境まちづくり地域協議会 in 新座 会長
6		斎藤 洋高	新座市商工会理事、株式会社増木工務店代表取締役
7		清水 洋子	農業委員会元委員

3 策定経過

開催日等	会議等	内容
令和4年(2022)年 3月10日	令和3年度 新座市環境審議会	・第3次計画策定に伴うアンケート調査について
3月14日～ 3月27日	アンケート調査	・市民アンケート調査(1,000人) ・事業者アンケート調査(100社)
7月29日	令和4年度第1回 新座市環境審議会	・令和3年度に実施した環境に関するアンケート調査の結果について ・次期環境基本計画の策定に関する事項について
10月11日	令和4年度第2回 新座市環境審議会	・環境に関するアンケート調査結果報告書の追加集計について ・次期環境基本計画の策定に関する事項について
10月31日	令和4年度第3回 新座市環境審議会	・第3次新座市環境基本計画(素案)(第6章から第7章)について ・第3次新座市環境基本計画(素案)(第1章から第5章)について ・パブリックコメントの実施について
11月15日～ 12月14日	パブリックコメントの実施	・第3次新座市環境基本計画(素案)について
2月6日	令和4年度第4回 新座市環境審議会	・パブリックコメント実施結果について

4 用語集

ア行

温室効果ガス

地表から放出される赤外線を吸収して、地球の気温を上昇させる気体のこと。地球温暖化対策の推進に関する法律では、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六ふつ化硫黄、三ふつ化窒素の7種類を規定している。

Eco-DRR

Ecosystem-based Disaster Risk Reduction(生態系を活用した防災・減災)の略称であり、生態系と生態系サービスを維持することで危険な自然現象に対する緩衝帯・緩衝材として用いるとともに、食糧や水の供給などの機能により、人間や地域社会の自然災害への対応を支える対策のこと。

ESCO事業

Energy Service Company事業の略称であり、事業者の省エネルギー課題に対して、省エネルギー診断、設計・施工、運転・維持管理、資金調達など省エネルギーに関する包括的なサービスを提供し、実現した省エネルギー効果(導入メリット)の一部を報酬として受け取る事業のこと。

力行

カーボンニュートラル

温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させること。カーボンニュートラルの達成のためには、温室効果ガスの排出量の削減並びに吸収作用の保全及び強化をする必要がある。

環境基準

人の健康を保護し、生活環境を保全するうえで維持されることが望ましい基準として、物質の濃度や音の大きさなどの数値を定めたもの。環境基準は、国や地方公共団体が公害対策を進めていくうえで行政上の目標として定めたもので、公害発生源を直接規制するための基準(いわゆる規制基準)とは異なる。

気候変動適応法

地球温暖化による気候変動に起因して、生活、社会、経済及び自然環境における気候変動影響が生じていていること並びにこれが長期にわたり拡大するおそれがあることから、気候変動適応に関する計画を策定し、気候変動影響及び気候変動適応に関する情報の提供やその他必要な措置を講ずることで、国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする法律のこと。

気候変動に関する政府間パネル(IPCC)

昭和63年(1988年)にWMO(世界気象機関)とUNEP(国連環境計画)のもとに設立された政府間機関。気候変動に関する最新の科学的知見(出版された文献)についてとりまとめた報告書を作成し、各国政府の地球温暖化防止政策に科学的な基礎を与えることを目的としている。

共有社会経済経路(SSP)

将来の社会経済の発展の傾向を仮定したシナリオで、持続可能な発展の下で気温上昇を1.5°C以下及び2°C未満に抑えるシナリオ、中道的な発展の下で気候政策を導入するシナリオ、地域対立的な発展の下で気候政策を導入しないシナリオ、化石燃料依存型の発展の下で気候政策を導入しない最大排出量シナリオの5つが主に使用されている。

光化学オキシダント

工場、自動車などから排出される窒素酸化物や揮発性有機化合物(炭化水素)が、太陽光の紫外線により光化学反応を起こし、生成されるオゾンやパーオキシアセチルナイトレートなどを主体とする酸化性物質の総称のこと。粘膜への刺激、呼吸への影響といった人の健康のほか、農作物など植物へも被害を与える。

光化学スモッグ

春から秋にかけて、風が弱く晴れた日に光化学オキシダントなどが大気中に停滞し、遠くがかすんで見えるようになる状態。光化学スモッグが発生すると、目がチカチカするほか、呼吸が苦しくなる。

サ行

再生可能エネルギー

自然界に存在する永続的に利用できるエネルギー源のことであり、温室効果ガスを排出しないという特徴がある。具体的には、太陽光・風力・水力・地熱・太陽熱・バイオマスなどを指す。

3R+Renewable

国の「プラスチック資源循環戦略」における基本原則であり、ワンウェイの容器包装・製品を始め、回避可能なプラスチックの使用を合理化し、無駄に使われる資源を徹底的に減らすこと、プラスチック製容器包装・製品の原料を再生材や再生可能資源に適切に切り替えること、できる限り長期間、プラスチック製品を使用すること、使用後は、効果的・効率的なリサイクルシステムを通じて、持続可能な形で、徹底的に分別回収し、循環利用を図ること、プラスチックごみの流出による海洋汚染が生じないことを目指すことなどがある。

次世代自動車

「低炭素社会づくり行動計画」(平成 20 年(2008 年)7 月閣議決定)において、ハイブリッド自動車(HV)、電気自動車(EV)、プラグイン・ハイブリッド自動車(PHV)、燃料電池自動車(FCV)、クリーンディーゼル自動車(CDV)、CNG(圧縮天然ガス)自動車等と定義されている。二酸化炭素の排出削減や非化石エネルギー源の利用を進める上で有効とされている。

持続可能な開発のための 2030 アジェンダ

平成 27 年(2015 年)9 月 25 日に、ニューヨーク・国連本部で開催された国連サミットで採択された平成 28 年(2016 年)から令和 12 年(2030 年)までの「持続可能な開発目標(SDGs)」を中心とする国際社会共通の目標のこと。

持続可能な開発目標(SDGs)

国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載された国際目標。開発途上国の開発に関する課題にとどまらず、世界全体の経済、社会及び環境の三側面を、不可分のものとして調和させる統合的取組として作成され、持続可能な世界を実現するための 17 の目標・169 のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さない(leave no one behind)ことを誓っている。

重点対策加速化事業

地域脱炭素移行・再エネ推進交付金のうち地域のニーズ・創意工夫を踏まえて、全国津々浦々で取り組むことが望ましい「重点対策」を複合的に組み合わせた複数年にわたる意欲的な計画を加速的に実施する取組に対する支援のこと。

食品ロス

まだ食べられるのに廃棄されてしまう食品のこと。「フードロス」ともいう。

水源涵養機能

大雨が降ったときの急激な増水を抑え(洪水緩和)、しばらく雨が降らなくても流出が途絶えないようにする(水資源貯留)など、森林から河川に流れ出る水量を安定させる機能のこと。

生態系

生物間の相互関係と、生物とそれを取り巻く無機的環境の相互関係にひとつのまとまりのある系(システム、空間)を指す。系の対象には土壤、池、流域などの階層性があり、生物間には食物連鎖をベースとした生態系ピラミッドで表現される生物間の相互作用が存在する。自然界における物質循環や共進化を理解するために重要な概念である。

生物学的酸素要求量(BOD)

Biochemical Oxygen Demand の略称であり、水中の有機物が微生物により分解されるとときに消費される酸素の量のこと。河川の水質汚染の状況を表すのに用いられる。この値が大きいと有機物による水質汚濁が進んでいることを示す。

生物多様性

生物の遺伝子から種(個体群)、生態系に至るまで、様々な階層での多様性を包含する概念。地球生態系の維持という観点から、生物としての実体である「種」の多様性は、生物多様性の実態を評価する上で特に大きな意味を持つ。

夕行

蓄電池

二次電池とも呼ばれ、繰り返し充電して使用できる電池のことであり、近年は再生可能エネルギー設備と併用し、発電した電力を溜める家庭用蓄電池等が普及している。

地域循環共生圏

各地域が美しい自然景観等の地域資源を最大限活用しながら自立・分散型の社会を形成しつつ、地域の特性に応じて資源を補完し支え合うことにより、地域の活力が最大限に発揮されることを目指す考え方。

地域脱炭素移行・再エネ推進交付金

「地域脱炭素ロードマップ」(令和3年(2021年)6月9日第3回国・地方脱炭素実現会議決定)及び地球温暖化対策計画(令和3年(2021年)10月22日閣議決定)に基づき、脱炭素事業に意欲的に取り組む地方公共団体等を複数年度にわたり継続的かつ包括的に支援するスキームとした交付金のこと。

地球温暖化対策の推進に関する法律

平成10年(1998年)、国連気候変動枠組条約第3回締約国会議での京都議定書の採択などを背景に、地球温暖化への対策を国・自治体・事業者・国民が一体となって取り組めるようにするため制定された法律。これまで、温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度の制定など、合計9回、改正され、令和3年度(2021年度)の改正では「2050年までのカーボンニュートラルの実現」が法律に明記された。

適応策

既に現れている、あるいは、中長期的に避けられない地球温暖化の影響に対して、自然や人間社会の在り方を調整し、被害を最小限に食い止めるための取組のこと。

ナ行

二酸化硫黄

石油や石炭などの硫黄分を含んだ燃料の燃焼により発生する。呼吸器への悪影響があり、四日市ぜんそくなどの原因となったことで知られている。

二酸化窒素

物の燃焼によって発生する。比較的水に溶解しにくい性質があり、呼吸器系の疾患の原因となる。

ハ行

ハザードマップ

自然災害による被害の軽減や防災対策に使用する目的で、被災想定区域や避難場所、避難経路などの防災関係施設の位置などを表示した地図のこと。

パリ協定

平成 27 年(2015 年)に、フランス・パリにおいて開催された国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議にて採択された、令和 2 年(2020 年)以降の気候変動問題に関する国際的な枠組であり、平成 9 年(1997 年)に定められた「京都議定書」の後継に当たる。途上国を含むすべての参加国に、排出削減の努力を求めている点が「京都議定書」と大きく異なる。

フードドライブ

家庭で余っている食品を集めて、食品を必要としている地域の生活困窮者支援団体、子ども食堂、福祉施設等に寄付する活動のこと。将来的には一般廃棄物排出量の減量化、一般廃棄物処理費用の削減に寄与することが期待される。

フードバンク

賞味期限が近いなど、食品の品質には問題ないが、通常の販売が困難な食品・食材を、NPO 等が食品メーカーから引き取って、福祉施設等へ無償提供するボランティア活動のこと。

FEMS

Factory Energy Management System の略称であり、工場全体のエネルギー消費を削減するため、受配電設備のエネルギー管理や生産設備のエネルギー使用・稼働状況を把握し、見える化や各種機器を制御するためのシステムのこと。

浮遊粒子状物質

SPM は Suspended Particulate Matter の略称であり、大気中に漂う粒径 $10\text{ }\mu\text{m}$ (マイクロメートル: $\mu\text{m}=1000$ 分の 1mm)以下の代表的な大気汚染物質のこと。物の破碎や選別、土砂の巻き上げ、燃料の燃焼過程などで発生し、粒径により呼吸器系の各部位へ沈着し人体に影響を及ぼす。

HEMS

Home Energy Management System の略称であり、家庭におけるエネルギー管理システムのこと。エネルギー消費を可視化し、家庭の省エネ化に役立つシステムである。

BEMS

Building Energy Management System の略称であり、ビルエネルギー管理システムのこと。設備の運転状況やエネルギー消費を可視化し、ビルの省エネ化や運用面の効率化に役立つ。

ラ行

リサイクル

廃棄物等を原材料やエネルギー源として有効利用することで、その実現を可能とする製品設計、使用済製品の回収、リサイクル技術・装置の開発などの取組がある。

リターナブル容器

ガラスびんやプラスチック製容器、金属製容器など繰り返し使用できる容器のこと。

リデュース

製品をつくる時に使う資源の量を少なくすることや廃棄物の発生を少なくすることで、耐久性の高い製品の提供や製品寿命延長のためのメンテナンス体制の工夫などの取組がある。

リフューズ

不要なものやごみになるものを受け取らない、拒否することでそもそも廃棄物を発生させないこと。

リユース

使用済製品やその部品等を繰り返し使用することで、その実現を可能とする製品の提供、修理・診断技術の開発、使用済み製品の再生などの取組がある。

ワ行

ワンウェイプラスチック

使い捨てプラスチックのことであり、コンビニのスプーンやフォークなどのカトラリー、クリーニング店のハンガー、宿泊施設の歯ブラシやカミソリなどがワンウェイプラスチックに該当する。

